

東大和市街路樹更新計画（案）

東 大 和 市

1 背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2 街路樹の定義、機能	2
(1) 街路樹の定義	2
(2) 街路樹の機能	3
(3) 街路樹の生育環境	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の構成	6
5 街路樹の現状	7
(1) 街路樹の現状	7
(2) 現地調査結果	10
(3) 街路樹の管理状況	12
(4) 市民の街路樹に対する意識	13
6 街路樹の問題	17
(1) 安全上の問題	17
(2) 景観面の問題	23
(3) 持続可能性の問題	25
7 目標、取組方針の設定	26
(1) 目標	27
(2) 取組方針	27
8 今後の取組	28
(1) 取組の位置付け	28
(2) 更新計画	29
(3) 植栽基準	35
(4) 管理方針	38
(5) その他の取組	41
(6) 取組の進行管理	42
9 取組の効果	43
(1) 管理費の試算	43
(2) 更新方針ごとのイメージ	44

1 背景と目的

(1) 背景

市は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業などに合わせて道路の緑化を進め、令和7年7月時点で2,732本の街路樹（高中木）、20,280m²の街路樹（低木）を整備してきました。幹線道路の愛称を市民の皆様から募ったところ、5路線が樹種名を冠した路線（桜街道、いちょう通り等）となるなど、街路樹は市民の皆様に親しまれています。

しかしながら、近年の労務費の上昇や資材価格等の高騰による街路樹の管理費の増加、老木化、大径木化、歩道の根上がりなどの様々な問題が生じています。

(2) 目的

今後、人口減少、少子高齢化の進行や、自然災害の激甚化など社会状況等が変化していくことが想定されるなか、市民の皆様に親しまれる街路樹を、道路利用者の安全の確保を前提としつつ、限られた予算の中で、より効率的、効果的に管理していくことが重要です。

安全で快適な道路空間を確保しつつ、市全体の緑のネットワークの形成に貢献できる持続的な街路樹管理の実現を目指し、市道ごとの街路樹の更新方針や、その実現に向けた概算コストの算出などを位置付ける街路樹更新計画を策定することとします。

2号線（桜街道）の街路樹（サクラ類）



9号線（いちょう通り）の街路樹（イチョウ）



3号線（やまも通り）の街路樹（ヤマモモ）



3号線（けやき通り）の街路樹（ケヤキ）



2 街路樹の定義、機能

(1) 街路樹の定義

「街路樹」は、道路の植樹帯に植栽される樹木のことで、道路法では、「道路上の並木で道路管理者が設けるもの」とされ、道路標識などと同じ「道路の附属物」として規定されています。

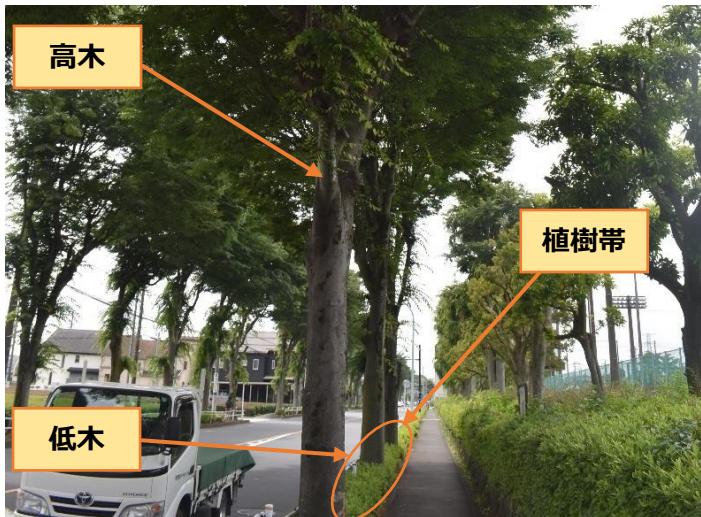
本計画で「街路樹」は、市が管理する街路樹（低木を含む）を指すこととし、公園等やその他の公共施設の樹木は含まれないものとします。

本計画で使用している用語の定義

項目	内容	
街路樹	高木	・樹高 3 m以上の樹木
	中木	・樹高 1 m以上 3 m未満の樹木
	低木	・樹高 1 m未満の樹木
植樹帯	・樹木を植栽するために道路上に縁石等で区画して設置される帯状の部分 ・「植樹ます」は、歩道の幅が狭く、植樹帯を設置すると歩行者のすれ違いが困難となる場合に、街路樹を一本ごとに囲む形で設置されるもの	

※参考資料：「道路緑化技術基準・同解説」（昭和 63 年 社団法人 日本道路協会）ほか

3号線 けやき通り（ケヤキ）

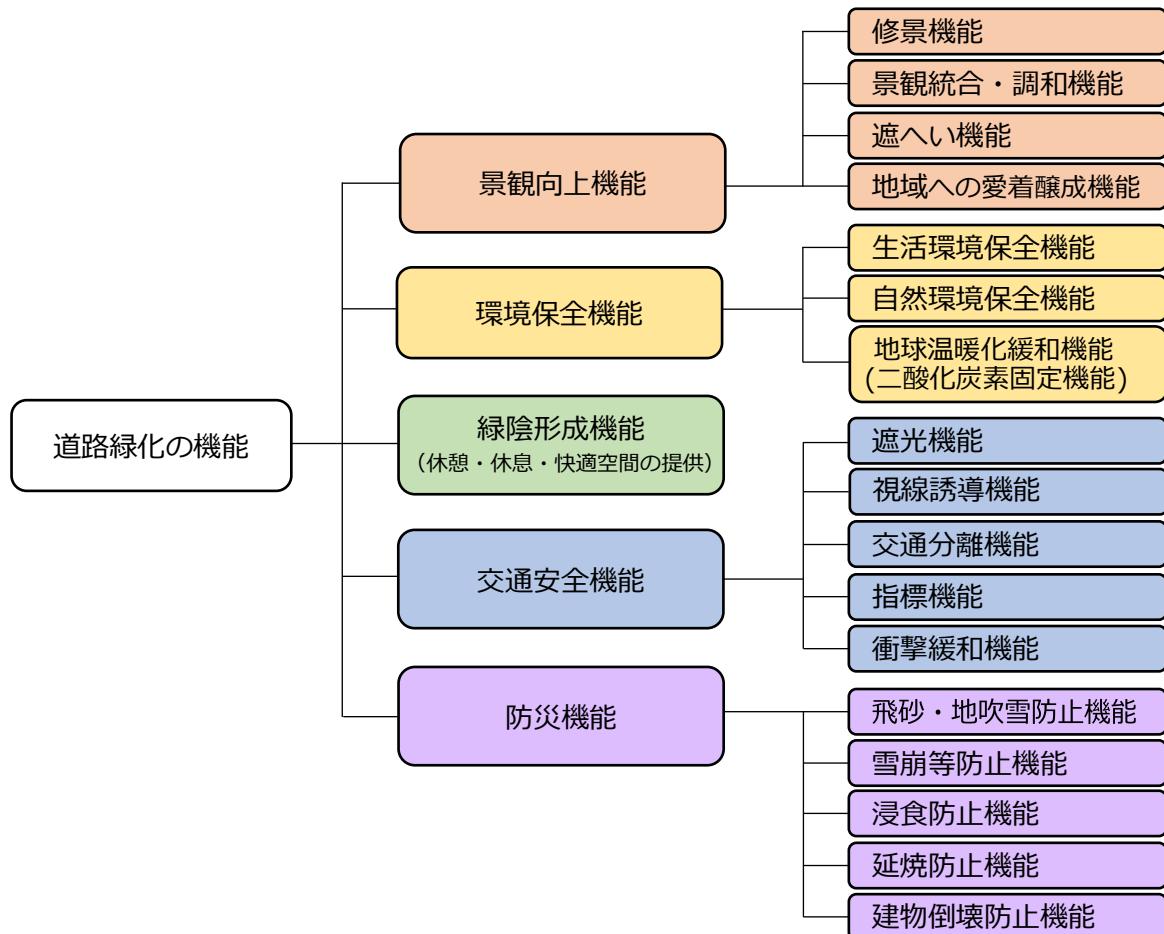


2号線 桜街道（サクラ類）



(2) 街路樹の機能

街路樹には、「景観向上」、「環境保全」、「緑陰形成」、「交通安全」、「防災」の5つの機能があります。



※参考資料：「道路緑化技術基準・同解説」（平成 28 年 公益社団法人 日本道路協会）

景観向上機能の例



緑陰形成（日陰の創出）の例



(3) 街路樹の生育環境

街路樹には多くの機能があり、都市環境の形成には欠かせないものです。しかし、山林などに生育する樹木と異なり、街路樹は、道路特有の様々な制約や厳しい環境の下で生育しています。

市内には街路樹の良好な生育に必要な歩道幅員が確保されている道路が少ないため、本計画では街路樹を単体で捉えるのではなく、都市環境を構成する要素の1つとして考えます。

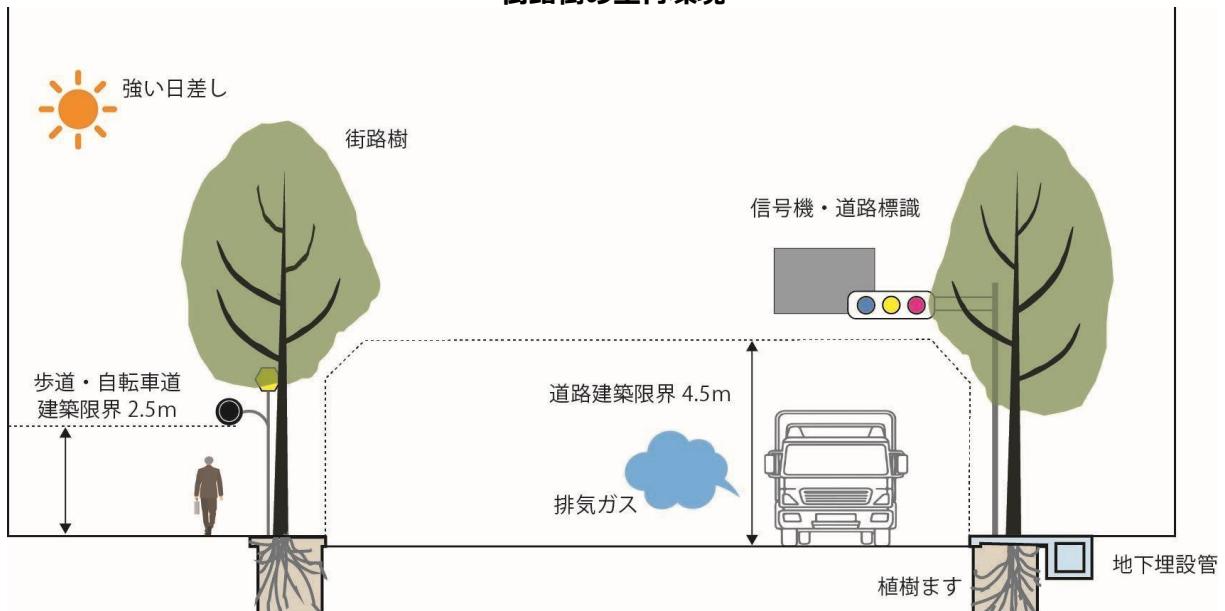
【道路特有の制約の例】

- ・建築限界内に伸びた枝葉は通行の支障となるため剪定されます。
- ・道路には、街路樹以外にも、電柱や電線、街路灯、信号等の工作物が設置されているため、街路樹の枝葉がそれらの工作物に影響を与えないように管理されなければなりません。
- ・道路の地下には、水道管やガス管、排水管などの地下埋設物が設置されており、根がそれらの工作物の工事の際に切断されてしまうことがあります。

【厳しい環境の例】

- ・街路樹は、車両の排気ガス、夏の強い日差し等の厳しい環境下で生育しています。
- ・街路樹は、狭い植樹帯の中で生育しており、十分に根を広げることができません。また、必要な養分や水分を得ることが困難です。

街路樹の生育環境



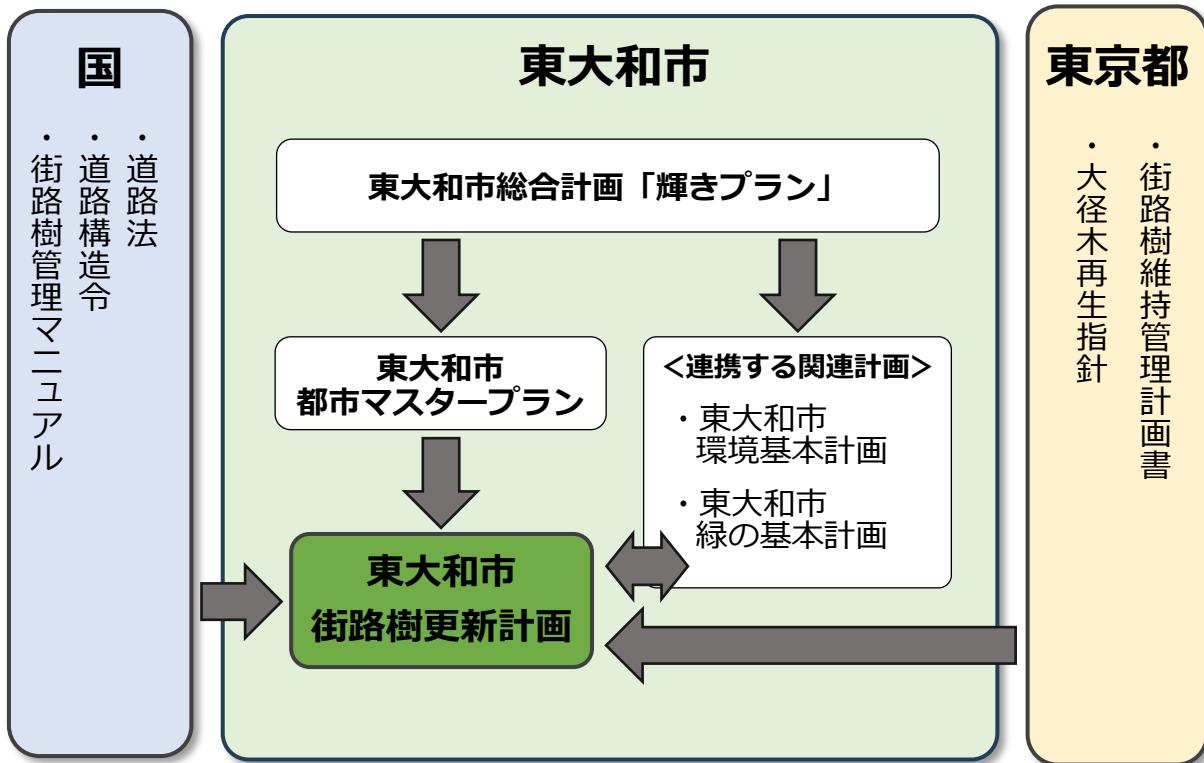
<建築限界とは?>

建築限界とは、車両や歩行者等が安全かつ円滑に通過するために必要な空間を確保するため、道路構造令によって定められた特定の幅や高さの範囲内に障害物を設置してはならないとする規定です。

街路樹についてもこの建築限界によって、植栽空間が制約されており、剪定等によって、建築限界内に枝葉を伸ばさないように管理されます。

3 計画の位置付け

本計画は、国や東京都が定める道路に関する法令・基準等を踏まえ、「東大和市総合計画「輝きプラン」」及び「東大和市都市マスターplan」を上位計画として、「東大和市環境基本計画」や「東大和市緑の基本計画」などの関連する各計画と相互に連携し、整合性を図り、策定します。



4 計画の構成

計画の構成を以下に示します。

街路樹の現状 (p. 7)

- ・現地調査（令和7年5～7月実施）による街路樹の状況把握
- ・街路樹の管理状況
- ・アンケート（令和7年7月実施）による市民の街路樹に対する意識調査結果

街路樹の問題 (p.17)

- ・安全上の問題（老木化・大径木化による倒木、落枝事故発生の懸念、根上がりによる歩行者の通行等への支障、狭い歩道への植栽による通行支障、交差点付近等の植栽による見通しの悪化）
- ・景観面の問題（強剪定等による樹形の乱れ、樹間の疎密の発生、公園等の樹木との重複）
- ・持続可能性の問題（労務費の上昇による管理費用の増加等）

目標・取組方針の設定 (p.26)

今後の取組 (p.28)

- ・取組の位置付け
- ・更新計画（更新方針の設定、路線ごとの更新方針、対策時期、対応方針）
- ・植栽基準（植栽路線、配置・間隔、撤去、低木）
- ・管理方針（目標樹形の設定、剪定方針、点検、伐採、植樹帯撤去、根上がり補修、病害虫対策）
- ・その他の取組（街路樹データベースの構築、委託手法の見直し、伐採木の再利用、市民協働による街路樹管理、取組の進行管理）

取組の効果 (p.43)

- ・管理費の試算
- ・更新方針ごとの更新イメージ（景観重視路線、植栽環境改善路線、街路樹撤去（高木）路線）



5 街路樹の現状

(1) 街路樹の現状

街路樹の現状を把握するため、令和7年5月から7月に、市の管理する全ての街路樹（高中木）について、現地調査を実施しました。

現地調査の概要

項目	内容
調査の期間	令和7年5月28日～7月28日までの間の延べ22日間
調査の方法	樹木医補、樹木医他が、目視等で調査
調査の項目	樹種名、概ねの樹高、幹周、傾斜の有無、樹勢、病虫害、枯れ枝、幹の空洞、腐朽、子実体（キノコ）の発生、隆起、代表箇所の歩道幅員等

現地調査の様子



目視による樹勢・枯れ枝等の確認



打診による腐朽の確認

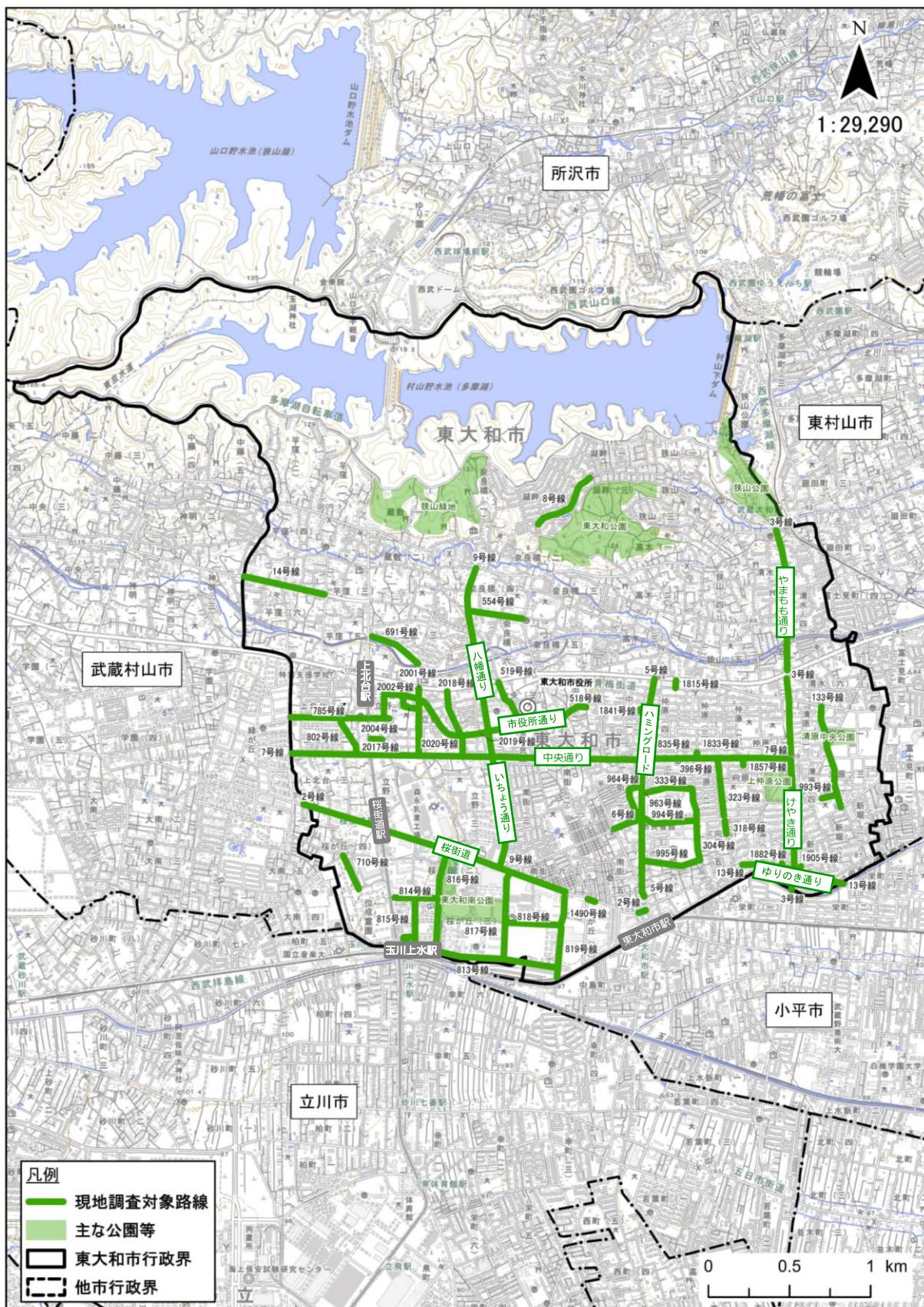


傾斜の有無等の確認



病害虫の確認

街路樹路線図



＜主な路線の街路樹の状況＞

3号線（やまも通り）



5号線（ハミングロード）



7号線（中央通り）



9号線（いちょう通り）



13号線（ゆりのき通り）



518号線（市役所通り）



上北台駅周辺



西武線車両基地北側地域



(2) 現地調査結果

市が管理する道路のうち、街路樹が植栽されているのは49路線であり、令和7年7月時点で、2,732本の街路樹（高中木）が植栽されています。

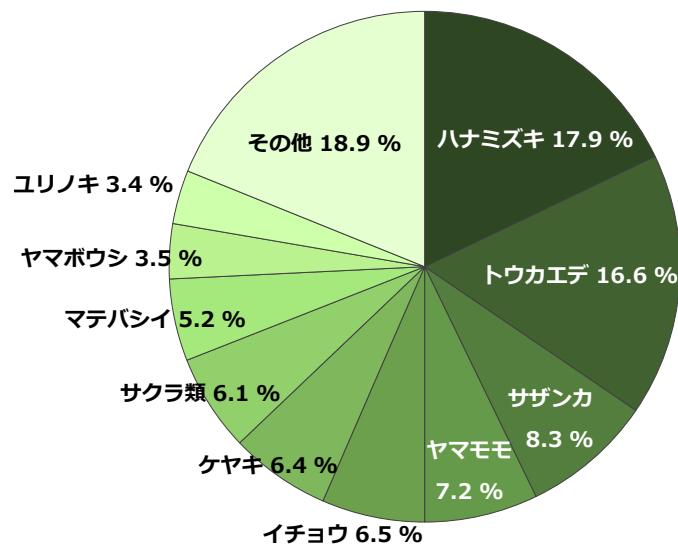
街路樹で最も多い樹種は、ハナミズキであり、次いでトウカエデ、サザンカ、ヤマモモ、イチヨウとなっています。

また、一部の街路樹では幹などの損傷、腐朽やキノコ（コフキタケ等）が生じており、全街路樹の約16%（450本）が不健全な状態でした。

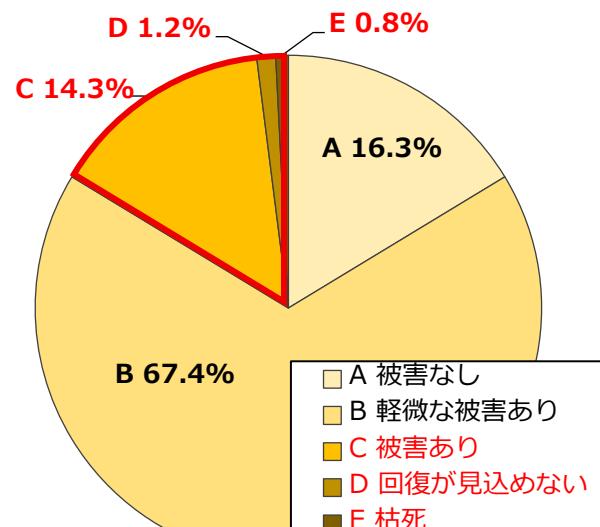
街路樹の樹種・本数

No	樹種	本数 (本)	割合 (%)
1	ハナミズキ	489	17.9
2	トウカエデ	454	16.6
3	サザンカ	227	8.3
4	ヤマモモ	196	7.2
5	イチヨウ	178	6.5
6	ケヤキ	174	6.4
7	サクラ類	168	6.1
8	マテバシイ	142	5.2
9	ヤマボウシ	95	3.5
10	ユリノキ	93	3.4
11	モミジバフウ	80	2.9
12	コブシ	72	2.6
13	シラカシ	60	2.2
14	スズカケノキ	47	1.7
15	サルスベリ	46	1.7
16	スダジイ	44	1.6
17	ウバメガシ	41	1.5
18	トチノキ	40	1.5
19	クスノキ	35	1.3
20	アラカシ	23	0.8
21	エンジュ	17	0.6
22	ソヨゴ	7	0.3
23	ナツツバキ	2	0.1
24	ユズリハ	2	0.1
総計		2732	100.0

街路樹の樹種の割合



街路樹の健全性の割合



約 16 % (450 本) の樹木が不健全



街路樹の状況把握結果概要

路線名	樹種 (かっこ内の数字は本数)	現状
2号線	ハナミズキ(7)	・うどんこ病 ^{*1} (7本)
	サクラ類(79)	・コフキタケ ^{*2} 、ベッコウタケ ^{*3} (23本) ・打診異常 ^{*4} (21本) ・根による歩道の舗装の押し上げ (15本)
3号線	ヤマモモ(115)	・腐朽 (43本) ・亀裂 (7本) ・打診異常 (24本)
	ケヤキ(150)	・コフキタケ (9本) ・根による歩道の舗装の押し上げ (101本)
7号線	トウカエデ(454)	・うどんこ病 (173本) ・害虫等による穿孔跡 (4本) ・チュウゴクアミガサハゴロモ ^{*4} (ほぼ全域でみられる)
9号線	イチョウ(173)	・うどんこ病 (173本) ・根による歩道の舗装の押し上げ (98本)
	スズカケノキ(38)	・うどんこ病 (37本) ・支柱への幹の食い込み (37本) ・幹の隆起 (36本)
13号線	ユリノキ(83)	・チュウゴクアミガサハゴロモ ^{*5} (11本)

*1 うどんこ病 :葉の表面に白いカビが生える病気。放置すると木が弱り、枯れことがある。

*2 コフキタケ :幹の中心部を腐朽させるキノコ。サクラ類等の広葉樹に発生する。

*3 ベッコウタケ :樹木の根元に出るオレンジ色の不定形のキノコ。幹の根元部分を集中的に腐朽させるため、倒木の原因となり大変危険。

*4 打診異常 :木槌などで幹や根元を叩き、響く音の変化で内部の腐朽や空洞を調べる検査を実施したところ、鈍い音が出た状況。内部が腐朽し、空洞となっている可能性がある。

*5 チュウゴクアミガサハゴロモ :中国原産の外来害虫。近年国内で急速に被害が広がっている。樹液を吸って木を弱らせるほか、樹木の病気を媒介することもある。



(3) 街路樹の管理状況

現在、市が実施している街路樹の管理は、「街路樹等管理委託」、「街路樹強剪定委託」、「街路樹害虫駆除委託」、「緊急作業」、「街路樹点検」です。

街路樹の管理状況

作業区分		管理内容	作業頻度
街路樹等 管理委託	高中木 剪定	<ul style="list-style-type: none"> 樹形を整えるとともに、交通への支障を防止するため、不要な枝を切除 樹種に応じて適切な時期に実施 	年間作業回数：1回
	低木 剪定	<ul style="list-style-type: none"> 見通しを確保するため、車道舗装面から70cmを標準とした刈込みを実施 	年間作業回数：2回
	除草 草刈り	<ul style="list-style-type: none"> 除草は人力で根こそぎ雑草を排除 草刈りは機械で雑草による地上部の刈込み 植樹帯、路肩を対象として実施 	年間作業回数： 除草3回、 草刈り5回
	落葉清掃	<ul style="list-style-type: none"> 3号線（けやき通り）及び9号線（いちょう通り）の歩道における落葉の清掃 	年間作業回数：1回
	伐採 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 枯れ等により危険性が認められる樹木を伐採 	必要に応じ適宜
街路樹 強剪定委託	強剪定	<ul style="list-style-type: none"> 3号線（けやき通り）のケヤキの高さを抑止し、落枝、落葉を防止することを目的として太い枝や多くの枝葉を切除 	年間作業回数：1回
街路樹害虫 駆除委託	病害虫 防除	<ul style="list-style-type: none"> 消毒による防除 	必要に応じ適宜
緊急作業		<ul style="list-style-type: none"> 要望や苦情に応じた剪定等 台風等の災害時の巡回、倒木処理等 	要望・苦情発生時や 台風接近時、災害・ 異常発生時等
街路樹点検		<ul style="list-style-type: none"> 剪定等の際に発見された異常にについて受託者から報告 市職員によるパトロール 	必要に応じ適宜



(4) 市民の街路樹に対する意識

街路樹に関する市民意識を把握するために、アンケート調査を実施しました。対象者は、東大和市の街路樹がある道路周辺に在住の方を中心に行き、3,000世帯を無作為抽出しました。回答方法は、WEBと紙面による返送の2通りの方法が選択できる方式としました。

その結果、約20%の方から回答を頂き、うち約7割の方から「街路樹景観が美しい」と回答頂いている一方で、同様に約7割の方から「根上がりした樹木を伐採するのはやむを得ない」、「コストを抑制し、現状の予算の範囲内での管理を望む」、「樹種の変更、街路樹の総数削減、メリハリをつけた街路樹更新を望む」との回答がありました。

また、市にふさわしい樹木については、約3割の方がサクラと回答しています。

アンケート実施の概要

実施期間	回答数／対象世帯数	アンケートの内容
令和7年 7月4日（金）～ 7月16日（水）	601/3,000 (回答率：約20%)	「東大和市街路樹更新計画」の策定に向けた、市民の街路樹に対する意識調査

アンケート回答結果の概要

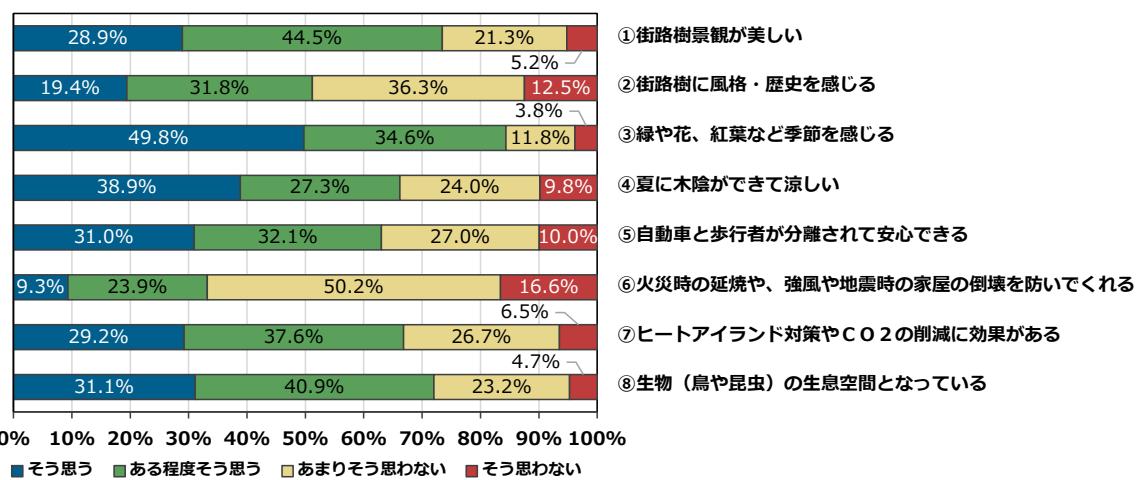
質問内容	回答結果概要
1. 属性について	<ul style="list-style-type: none">回答者の約半数が60代以上で、居住期間40年以上の回答者が約3割を占めた。市内の街路樹に触れ合う機会が多かったことが回答意欲につながっているものと考えられる。
2. 街路樹に対する考え方について	<ul style="list-style-type: none">街路樹に対して、景観が美しい、季節を感じる等、良いイメージを持っている回答が多かった。根上がり等による歩行の妨げについて問題と感じている回答の割合が多く、安全性の確保について改善が必要である。
3. 街路樹の管理に対する考え方について	<ul style="list-style-type: none">根上がりが生じた歩道の補修を目的とした街路樹の撤去はやむを得ないとした回答者が多かった。撤去や樹種変更等により管理コストを抑制していくことが望ましいとの意見が多かった。
4. 道路ごとの街路樹の望ましい姿について	<ul style="list-style-type: none">大径木化等により、現在植栽されている樹種とは別の樹種への変更を望む回答者が多かった。街路樹が大径木化した通りにおいては植栽間隔をあけた余裕のある植樹を望む回答者が多かった。
5. 街路樹の管理への参画と協働について	<ul style="list-style-type: none">植樹帯の除草や落葉清掃などの管理に対して積極的に関わりたいとする回答者は、約2%と少なかった。市からの支援の有無にかかわらず関わりたくないという回答者が多かった。



【アンケート回答結果の抜粋】

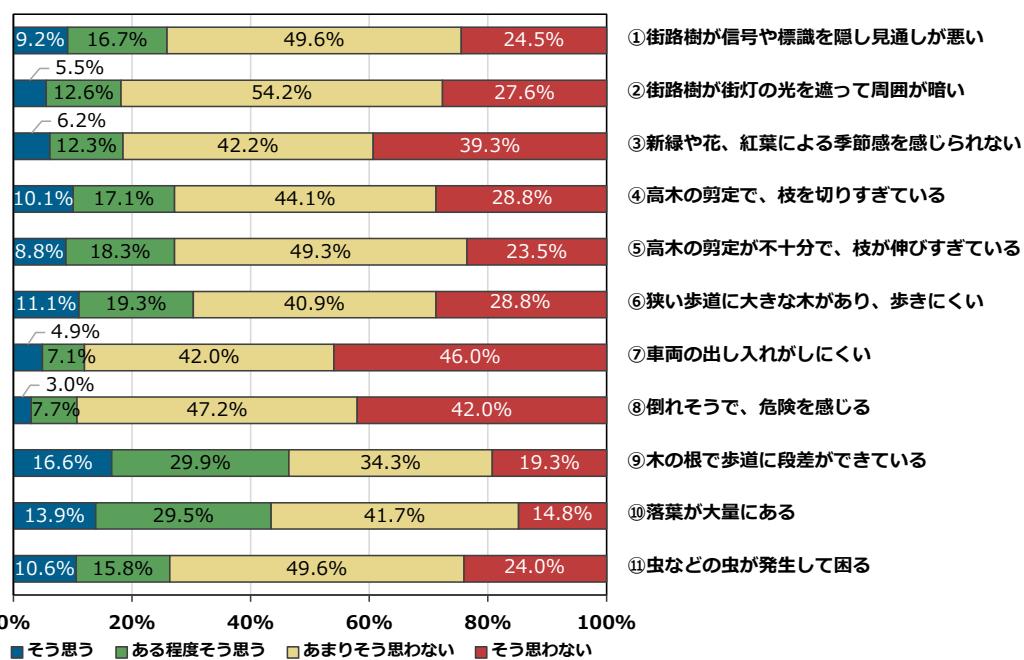
あなたが東大和市の街路樹について、良いと感じることを4段階で教えてください。

- “①街路樹景観が美しい”や“③緑や花、紅葉など季節を感じる”など多くの設問で、「そう思う」、「ある程度そう思う」とする回答者が、概ね半数以上を占めており、市の街路樹はその機能を果たしていると考えられます。
- “⑥火災時の延焼や、強風や地震時の家屋の倒壊を防いでくれる”については、「あまりそう思わない」、「そう思わない」とする回答者が約7割を占めました。



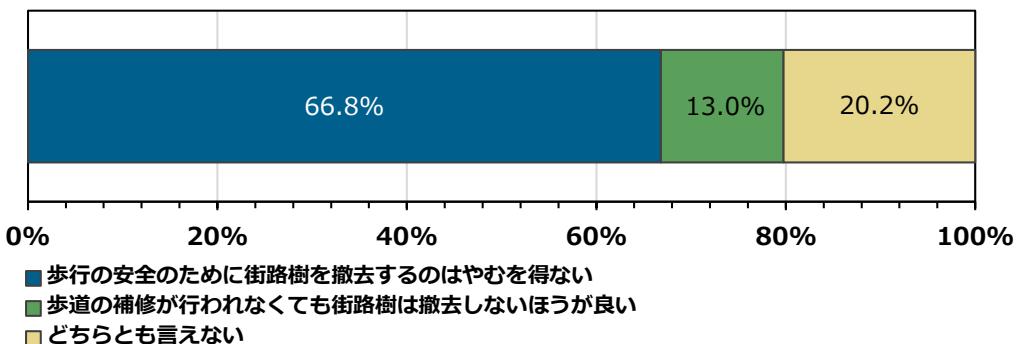
あなたが東大和市の街路樹について、問題だと感じることを4段階で教えてください。

- “⑧倒れそうで危険を感じる”など多くの設問に対して、「そう思う」、「ある程度そう思う」のとする回答者が概ね30%以下であり、概ね適切に管理されていると考えられます。
- “⑨木の根で歩道に段差ができるている”や“⑩落葉が大量にある”といった設問に対して「そう思う」、「ある程度そう思う」とする回答者が40%を超えており、安全性の確保について改善が必要であると考えられます。



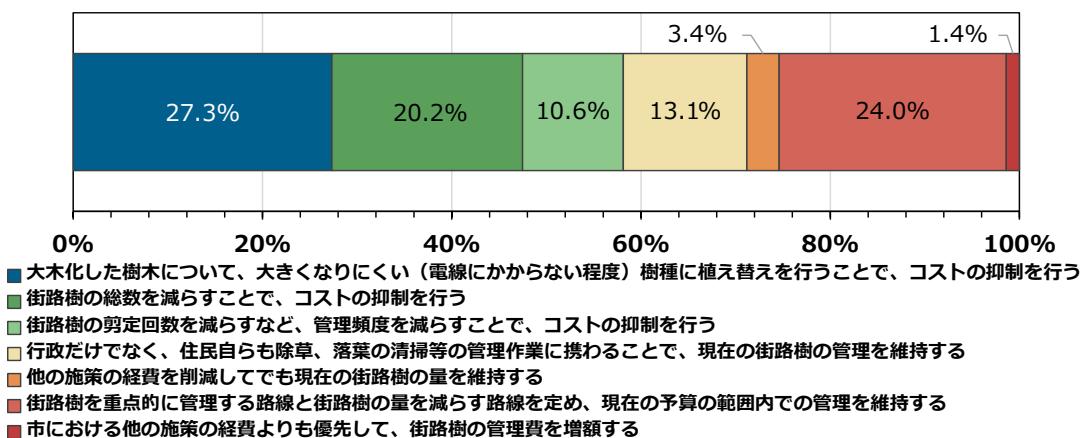
街路樹の根によって歩道に段差が生じている場合、歩道の補修の際に根のみを撤去すると倒木のおそれがあるため、街路樹を撤去する必要があります。この場合に街路樹を撤去することについて、あなたはどのように感じますか。

- 街路樹の根によって歩道に段差が生じている場合に、歩道の補修の際に街路樹を撤去する必要があることについて、“歩行の安全のために街路樹を撤去するのはやむを得ない”とする回答者が約 67% を占めました。
- 市の街路樹について問題と感じることに関する設問（14 ページ下段）においても、“⑨木の根で歩道に段差ができる”ことを問題とする回答者が比較的多かったことから、街路樹の根によって生じた歩道の段差を積極的に補修していく必要があります。



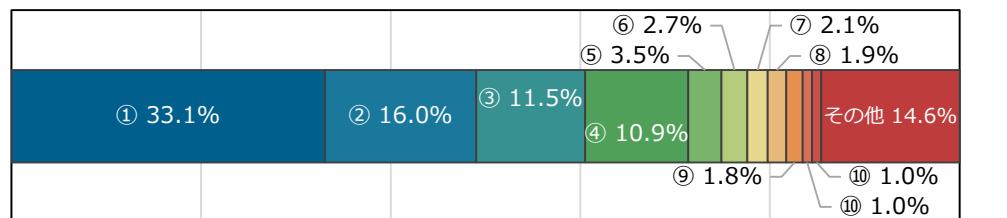
大きく育った街路樹の管理には、これから更に多くの管理コストがかかるものと見込んでいます。そこで、今後の街路樹の管理について、あなたの考えに近いものはどれですか。（3つまで選択してください）

- 管理費の増が想定される中で、今後の管理に関する考え方の上位は、“①大きくなりにくい樹種への植え替え”、“②街路樹の総数を減らす”、“⑥重点的に管理する路線と量を減らす路線などを定めた予算内での管理”となり、これらの合計は回答者の約 7 割を占めます。
- このことから、現状の管理コストの範囲内において、適切に管理ができるよう、撤去や管理費のかからない樹種への変更等を検討していく必要があると考えられます。



あなたが東大和市にふさわしいと思う樹木を教えてください。

- 「市の木」であるケヤキではなく、サクラが市の木としてふさわしいとする回答者が約3割を占めました。
- サクラはその多くが老木化しているため、優先的に更新をしていく必要があります。



0%	20%	40%	60%	80%	100%
■ 1:サクラ	■ 2:ケヤキ	■ 3:ハナミズキ	■ 4:イチョウ	■ 5:サルスベリ	■ 6:モミジ
■ 7:ツツジ	■ 8:キンモクセイ	■ 9:ヤマボウシ	■ 10:コブシ	■ 10:クスノキ	■ その他

No.	樹種	回答数
1	サクラ	170
2	ケヤキ	82
3	ハナミズキ	59
4	イチョウ	56
5	サルスベリ	18
6	モミジ	14
7	ツツジ	11
8	キンモクセイ	10
9	ヤマボウシ	9
10	コブシ	5
11	クスノキ	5
12	モクレン	4
13	チャノキ	3
14	ナナカマド	3
15	トウカエデ	3
16	プラタナス	3
17	カエデ	3
18	クヌギ	3
19	オリーブ	3
20	トチノキ	3
21	ユリノキ	2
22	ウメ	2
23	ポプラ	2
24	ムクゲ	2
25	ヤナギ	2
26	モミジバフウ	2
27	エノキ	2
28	シラカシ	2
29	マツ	2

No.	樹種	回答数
30	ブドウ	1
31	アンズ	1
32	シデコブシ	1
33	ロウバイ	1
34	ミカン	1
35	アジサイ	1
36	エゴノキ	1
37	ジンチョウゲ	1
38	ツゲ	1
39	カルフォルニアライラック	1
40	ハンカチノキ	1
41	ジュンベリー	1
42	ソヨゴ	1
43	サルスベリノキ	1
44	ナラ	1
45	シデ	1
46	カツラ	1
47	アカシア	1
48	マテバシイ	1
49	ヤマモモ	1
50	ドングリ	1
51	コナラ	1
52	イヌツゲ	1
53	ハマヒサカキ	1
54	レッドロビン	1
55	アセビ	1
56	ゲッケイジュ	1
57	アオキ	1
58	モクセイ	1



6 街路樹の問題

(1) 安全上の問題

ア 老木化・大径木化による倒木・落枝事故発生の懸念

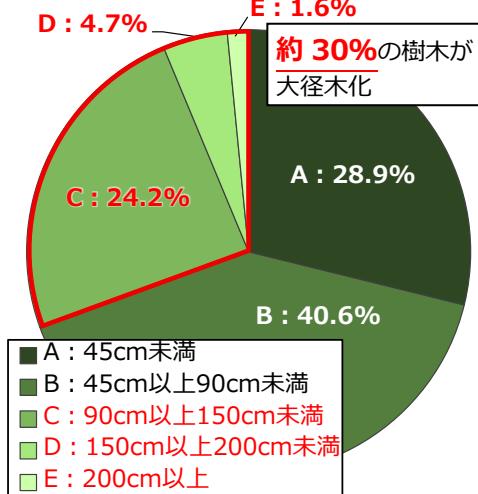
一部の路線の街路樹は、老木化・大径木化^{※1}が進行しており、樹勢^{※2}の衰退や幹の腐朽による倒木・落枝等による事故が懸念されます。

特に、樹高の高いケヤキ（平均約12m）は、点検も容易ではなく、倒木や落枝の際に大きな被害が生じる可能性があります。

※1 大径木化：「平成26年度大径木再生指針」（東京都建設局公園緑地部）では幹周90cm以上の街路樹を大径木としています。

※2 樹勢：樹木の生育状況や成長の勢いを示す言葉

大径木化^{※2}している街路樹の割合



老木化した街路樹（785号線）



大径木化した街路樹（3号線：けやき通り）



【サクラ類の老木化（桜街道）】

東大和市のサクラ類の街路樹は、2号線「桜街道」に集中しており、その多くはソメイヨシノです。ソメイヨシノは、「他のサクラ類に比べて寿命が短く、一般に60年～80年で老齢期に達する」との知見もあり、桜街道等のソメイヨシノも老齢期に差しかかっていると考えられます。

老木化したサクラ類の一部には、コフキタケ等のキノコの発生や、穿孔害虫によると思われる樹液が漏れた跡があり、早急な伐採やそれに伴う若木への更新が必要な状況です。

【腐朽菌（キノコ）による被害】

一部の街路樹には、ベッコウタケ^{*1}やコフキタケ^{*2}といった、腐朽力の非常に強い菌類の発生がみられ、これらの腐朽菌による腐朽・幹内部の空洞化は、倒木などに繋がる危険性があります。

特にベッコウタケについては、木の根元を集中的に腐朽させるため、一見健全に見える街路樹が突然根元から倒れる危険性があります。ベッコウタケの発生が確認された街路樹は直ちに伐採する必要があります。

ベッコウタケが発生した街路樹 (2号線：桜街道)



【病気による被害】

市内に植栽されているハナミズキやトウカエデの多くには、うどんこ病^{*3}が発生しています。令和6年夏の渇水時に街路樹が衰弱したことにより、病害が広がった可能性があります。

うどんこ病により衰弱が進んだ街路樹は、枯れて倒木する可能性が高いだけでなく、他の街路樹へのうどんこ病の感染源になる可能性があるため、撤去または植替えを行うなどの対策が必要となります。

ハナミズキに発生したうどんこ病 (葉の白い部分が病原菌の菌糸) (995号線)



【害虫による被害】

街路樹に発生する虫の多くは毒がありませんが、イラガやチャドクガ等、幼虫のトゲや成虫の鱗粉に毒をもつ虫が発生すると、歩行者に被害が及ぶ場合があります。

また、外来害虫のチュウゴクアミガサハゴロモ^{*4}は、樹液を吸ったり、その際に病気を媒介したりすることで街路樹に被害をもたらしますが、この害虫は加害樹種が幅広いため、放置すれば市内全体の街路樹に被害をもたらす可能性があります。

歩行者への直接的被害や広域被害のリスク等を踏まえ、モニタリングによる早期発見や害虫対策について検討する必要があります。

イラガの幼虫（133号線）



イ 根上がりによる歩行者の通行等への支障

歩道幅員や植樹帯に対して大きくなりすぎる樹種を植栽した場合、樹木の成長に伴い、根が地表に現れて肥大化し、縁石や舗装を持ち上げてしまう「根上がり」と呼ばれる状態になることがあります。

根上がりは、17路線、354本（箇所）で発生しており、歩行者や車椅子利用者が根上がりにより転倒する危険性や、舗装に亀裂が入り、そこから水分がしみこむことで舗装の劣化が早まるなどの影響が生じています。

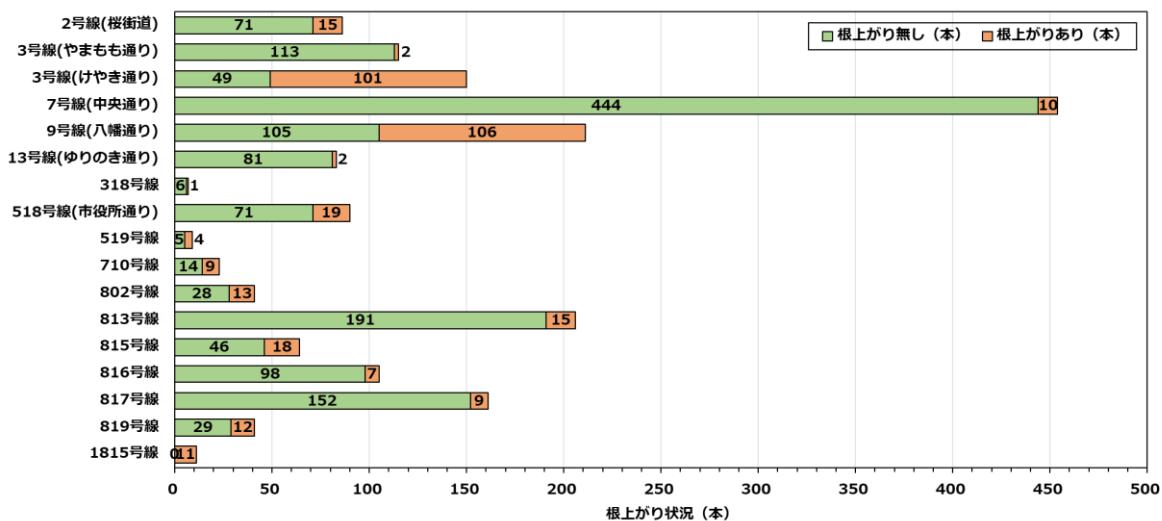
根上がりによる歩道舗装への侵食
(3号線：けやき通り)



根上がりによる歩道の盛り上がり
(2号線：桜街道)



路線ごとの根上がり発生状況



<根上がりとは?>

根上がりとは、樹木の根が地表に出てしまう現象です。街路樹の場合、植栽される植樹帯の容量が小さく、道路の下の土は、舗装が壊れないように固く締められています。

狭い植樹帯の中では水や空気、栄養分が不足するうえ、周りの土が固すぎるため、街路樹は、地中で根を伸ばし生育することができません。そのため、街路樹は、少しでも水や空気がある地面の方や植樹帯沿いに根を伸ばし、その根が太くなることによって、舗装や縁石を押し上げる根上がりが発生します。

ウ 狹い歩道への植栽による通行支障

「東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例」では、原則、歩道の有効幅員を最低でも2m確保すると定めています。

植樹帯が設置されている路線のうち、最低2mの有効幅員が確保されていない箇所がある路線は30路線あり、このような路線では、歩行者や車椅子同士がすれ違うことができないなどの通行の支障が生じています。

**狭い歩道で植栽された街路樹
(518号線：市役所通り)**



**植樹帯からはみだした街路樹
(3号線：けやき通り)**



【道路構造令（抜粋）】

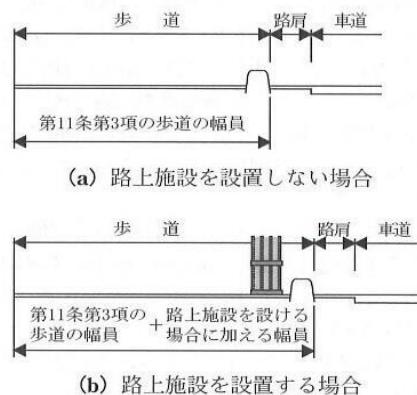
歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては、2m以上とするものとする。

横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合にあっては、前項に規定する幅員の値に

- ・横断歩道橋等を設ける場合にあっては3m、
- ・ベンチの上屋を設ける場合にあっては2m、
- ・並木を設ける場合にあっては1.5m、
- ・ベンチを設ける場合にあっては1m、
- ・防護柵や標識等、その他の場合にあっては0.5m

を加えて同項の規定を適用するものとする。

※歩行者の「交通量が多い」道路とは、500人/日以上を目安とする。



東大和市の各路線における歩道の有効幅員分類

有効幅員が 2m 以上の路線	延べ 20 路線	2 号線（桜街道）、3 号線（やまもも通り）、7 号線（中央通り）、9 号線（八幡通り・いちょう通り）、14 号線、133 号線、333 号線、554 号線、710 号線、813 号線、814 号線、815 号線、817 号線、963 号線、994 号線、995 号線、1833 号線、1835 号線、1882 号線、1905 号線
有効幅員が 2m 未満の路線	延べ 30 路線	3 号線（けやき通り）、5 号線（ハミングロード）、6 号線、8 号線（湖畔通り）、13 号線（ゆりのき通り）、304 号線、318 号線、323 号線、396 号線、518 号線（市役所通り）、519 号線、691 号線、785 号線、802 号線、816 号線、818 号線、819 号線、964 号線、993 号線、1490 号線、1815 号線、1841 号線、1857 号線、2001 号線、2002 号線、2004 号線、2017 号線、2018 号線、2019 号線、2020 号線

※代表箇所の幅員であり、実際は歩道幅員が狭い箇所、広い箇所が存在する場合があります。

**有効幅員 2m 以上の歩道
(9 号線：八幡通り)**



**有効幅員 2m 未満の歩道
(3 号線：けやき通り)**



工 交差点付近等の植栽による見通しの悪化

街路樹が、交差点周りや駐車場の出入り口、横断歩道付近に植栽されていることによる見通しの悪化や、街路樹の枝葉の成長により、信号機や道路標識、街路灯が隠れてしまい、交通安全上の支障が生じている箇所があります。また、横断防止柵と街路樹が重複している箇所もあります。

特に、3号線（けやき通り）においては、歩道幅員に対して大きくなりすぎるケヤキが植栽されており、高さを抑えるための強剪定として胴切り※をしていますが、これにより幹から細い枝が密生し、見通しが悪化した箇所が見られます。

※胴切り：樹木の高さを抑えるために、幹を途中から切断すること。

交差点を見にくくする街路樹
(3号線：けやき通り)



街路灯等に近接している街路樹
(3号線：けやき通り)



街路樹により見通しが悪い交差点 (3号線：けやき通り)



(2) 景観面の問題

オ 強剪定等による樹形の乱れ

歩道幅員が狭い路線の街路樹の剪定は、建築限界内へ枝葉が入らないように、強剪定に近いかたちで行わざるを得なくなり、その影響で、ひこばえや胴吹きが発生し、樹形が乱れ、見通しの悪化や通行障害のほか、景観を損なっている場合があります。

特に、3号線（けやき通り）においては、歩道幅員に対して大きくなりすぎるケヤキが植栽されており、高さを抑えるための強剪定として胴切り※をしていますが、これにより樹形が不自然な形となっています。

※ 胴切り：樹木の高さを抑えるために、幹を途中から切断すること。

胴切りされた街路樹（3号線：けやき通り）



樹形が乱れた街路樹（9号線：八幡通り）



<ひこばえ、胴吹きとは？>

「ひこばえ」は、樹木の根元から出る芽や若い枝、「胴吹き」は、幹の途中から出る芽や若い枝のことです。

どちらも樹木が弱っている時や、幹や枝が折れたり切られたりした時に出てきやすく、樹形の乱れや見通しの悪化、通行障害等の原因になります。

ひこばえ（14号線）



胴吹き（14号線）



力 植替え未実施による樹間の疎密

倒木の危険性がある街路樹は、適宜伐採を行っています。しかし、抜根しておらず、植樹していない箇所があるため、樹間がまばらとなり、景観を損っている場合があります。

特に、2号線（桜街道）は、老朽化した街路樹を伐採した後に、植栽をしていない箇所が多く、植栽間隔がまばらで等間隔の並木のような良好な景観となっていました。

伐採後、植樹していない状況
(2号線：桜街道)



樹間が等間隔となっていない状況
(2号線：桜街道)



キ 公園等の樹木との重複による効果減少

公園などの樹木と街路樹が重なっている箇所については、日陰による生育不良や枝葉による歩道の通行者への圧迫感などが生じており、街路樹の環境保全、景観向上の効果が薄くなっている箇所があります。

重複植栽により日陰になっている街路樹
(817号線)



歩道に圧迫感を生じさせている街路樹
(2018号線)



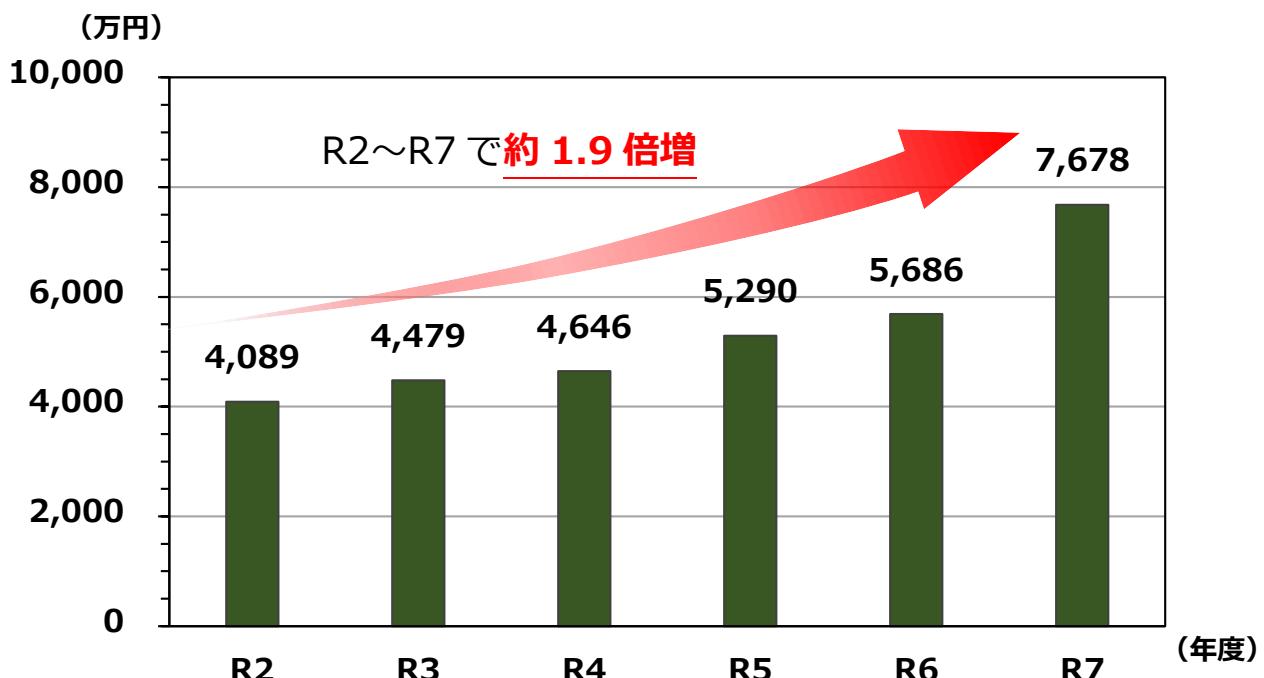
(3) 持続可能性の問題

街路樹の管理費用は、近年の労務費の上昇や資材価格の高騰などにより、年々増加しています。

街路樹（高中木）については、令和7年度と平成26年度とを比較して、本数は約12%減少しているものの、全体の管理費は約1.9倍となっています（管理費は令和2年度と令和7年度の比較）。

今後も物価等の上昇、老木化、大径木化の進行、近年の猛暑、集中豪雨等へ対応するための点検や作業など、更なる管理費の増加が想定されます。

近年の街路樹等の管理に関する経費



【近年の街路樹等の管理に関する経費】

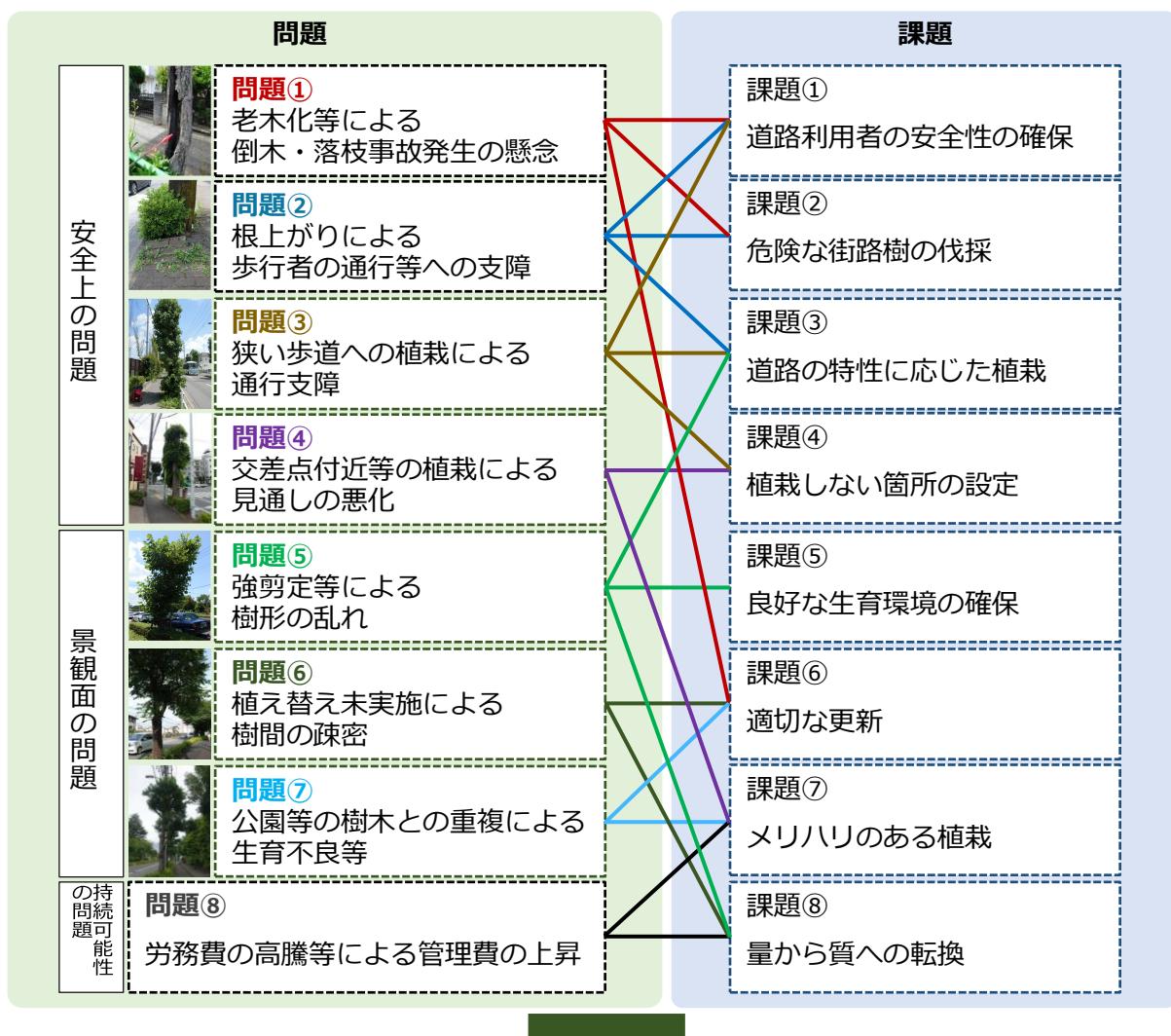
近年の街路樹等の管理に関する経費は、各年度の「街路樹等管理委託料」、「街路樹等管理委託料（緊急）」、「街路樹強剪定委託料」、「街路樹害虫駆除委託料」、「剪定枝資源化作業委託料」の予算額の合計です。

なお、令和7年度の「街路樹等管理委託料」は、除草回数の増などの仕様を変更しています。

内訳別では、「街路樹等管理委託料」及び「街路樹等管理委託料（緊急）」の令和7年度の予算額が、令和2年度の同委託料の予算額の約2倍となっています。これは、近年の猛暑による雑草の繁茂に対応するための除草回数の増加、大径木化による剪定費用の増、老木化等による倒木のおそれがある樹木の伐採等の緊急的な対応費用の増などが要因となっています。

7 目標、取組方針の設定

街路樹の問題と課題を踏まえ、今後の街路樹管理の目標と取組の方向性を次のとおり定めます。



目標・取組方針

目標

安全で快適な道路空間を確保しつつ、市全体の緑のネットワークの形成に貢献できる持続的な街路樹管理の実現

課題③、⑥、⑦、⑧より

取組方針①
路線の特性に応じたメリハリのある街路樹景観の形成

課題①、②、④、⑤より

取組方針②
道路利用者の安全性・快適性と街路樹の良好な生育環境の確保

課題③、⑤、⑦、⑧より

取組方針③
量から質への転換による持続可能な管理手法の構築

(1) 目標

これまで、市では街路樹を積極的に植栽しており、豊かな緑のストックを形成してきました。また、都市マスタープランでは、街路樹を緑のネットワークの1つとして位置付けるなど、街路樹には、緑の連続性の確保や自然環境の保全も求められています。

一方で、街路樹の厳しい生育環境や、街路樹の老木化、大径木化などにより様々な問題が発生しています。

今後、人口減少、少子高齢化の進行、自然災害の激甚化など社会状況等が変化していくことが想定されるなか、街路樹を道路利用者の安全の確保を前提としつつ、都市マスタープランに掲げる緑のネットワークや道路の修繕などに関連する他の事業との連携を図りながら、街路樹の持つ機能をより効率的、効果的に発揮していくことが重要です。

そこで、本計画の目標を次のとおり設定します。

「安全で快適な道路空間を確保しつつ、市全体の 緑のネットワークの形成に貢献できる持続的な街路樹管理の実現」

(2) 取組方針

目標を実現するために、3つの取組方針を定めます。

取組方針①

路線の特性に応じたメリハリのある街路樹景観の形成

- 一定の歩道幅員のある路線では、計画的な植替えなどにより、景観の向上や緑陰の確保を図ります。
- 一定の歩道幅員のない路線では、安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹を撤去します。

取組方針②

道路利用者の安全性・快適性と街路樹の良好な生育環境の確保

- 根上がりが生じている箇所については、街路樹を撤去し、歩道を補修します。
- 街路樹の間隔を一定程度確保するなど、街路樹の生育環境を改善します。

取組方針③

量から質への転換による持続可能な管理手法の構築

- 現地調査結果を活用した路線ごとの管理内容を定め、効率的な管理をします。
- メリハリをつけた更新をすることで、管理費の抑制を図ります。



8 今後の取組

(1) 取組の位置付け

3つの取組方針「①路線の特性に応じたメリハリのある街路樹景観の形成」、「②道路利用者の安全性・快適性と街路樹の良好な生育環境の確保」、「③量から質への転換による持続可能な管理手法の構築」に応じ、4つの取組を実施していきます。

それぞれの取組には、3つの取組方針の要素が含まれており、これらの取組を実施していくことで、より効果的に本計画の目標の実現を目指します。

取組方針と取組計画の対応

	取組計画	取組方針①	取組方針②	取組方針③
更新計画	ア 更新方針の設定 (p.29)	○	○	○
	イ 路線ごとの更新方針・対策時期・対応方針 (p.31)	○	○	○
植栽基準	ア 植栽路線 (p.35)	○	○	○
	イ 配置 (p.36)	○	○	○
	ウ 撤去 (p.37)	○	○	○
	エ 低木 (p.37)	○	○	○
管理方針	ア 目標樹形の設定 (p.38)	○		
	イ 剪定方針 (p.39)	○		
	ウ 点検 (p.40)			○
	エ 伐採 (p.40)		○	
	オ 植樹帯撤去 (p.40)	○		
	カ 根上がり補修 (p.40)		○	
	キ 病害虫対策 (p.40)		○	
その他の取組	ア 街路樹データベースの構築 (p.41)			○
	イ 委託手法の見直し (p.41)			○
	ウ 伐採木の再利用 (p.41)			○
	エ 市民協働による街路樹管理 (p.42)			○

※取組方針と取組計画は相互が密に関連しますが、ここでは関連性の高い内容に○をつけています

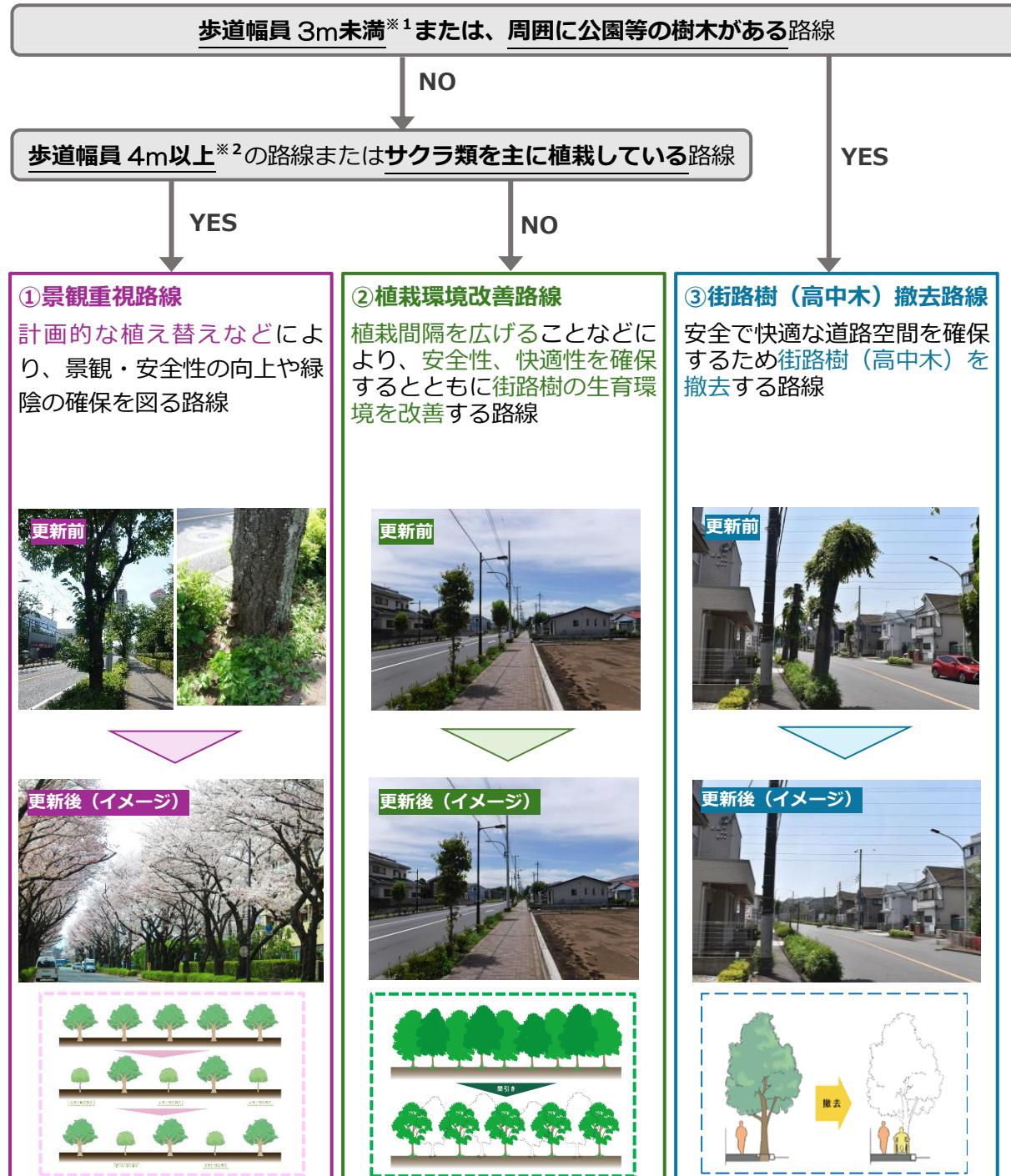


(2) 更新計画

ア 更新方針の設定

街路樹のある49路線のうち、平成30年度以降に更新済みの路線（2路線）を除く47路線について、以下のフローに沿って路線ごとの更新方針を3つに区分しました。

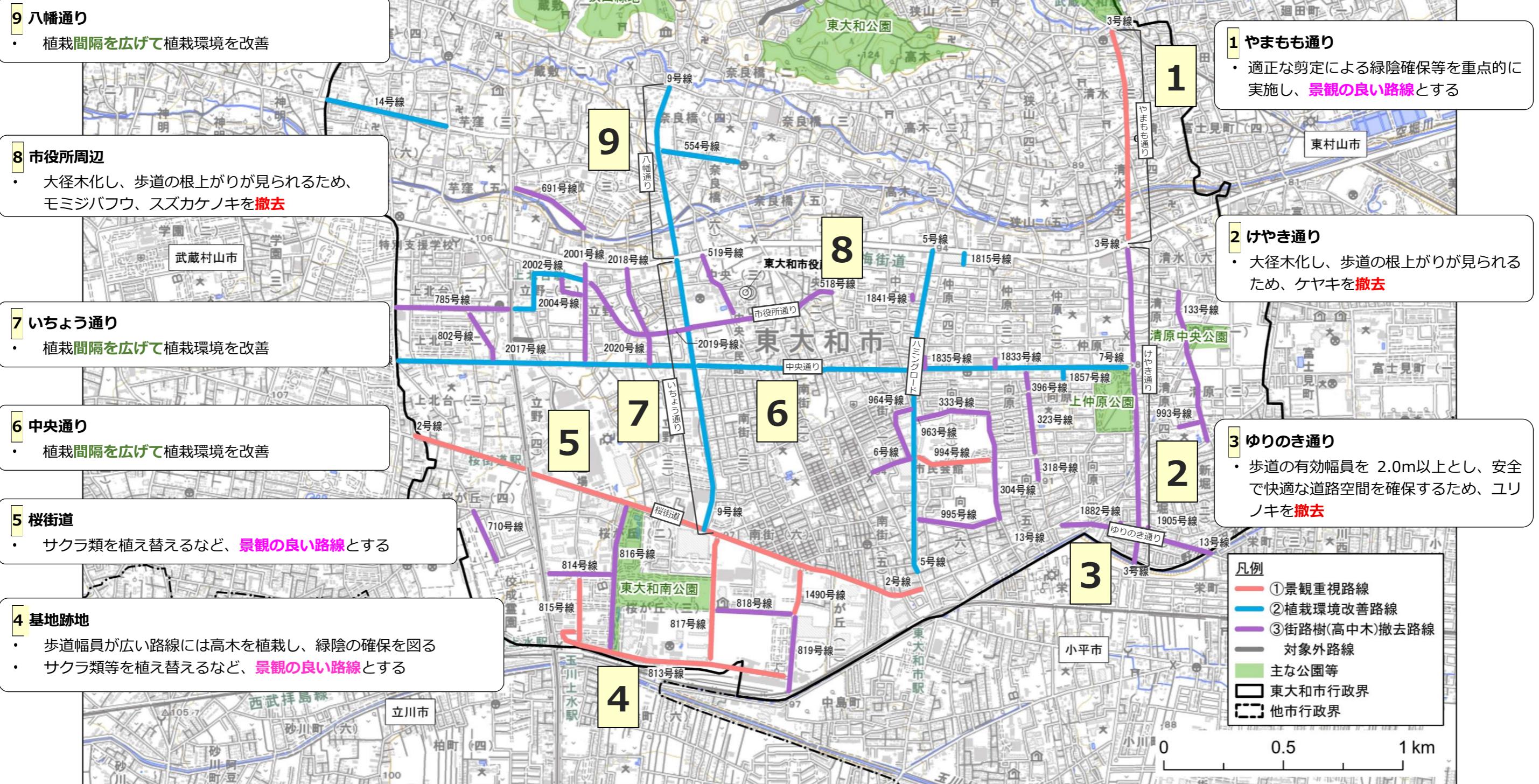
なお、道路の拡幅等で歩道幅員が変更となった路線については、適宜更新方針を見直します。



*1 歩道幅員 3m：植樹帯の幅を概ね 0.6~0.91m とすることで、歩道の有効幅員を 2m 確保できると考えられる路線

※2 歩道幅員4m：「東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例」による植樹帯の標準幅1.5mを概ね確保しつつ、歩道の有効幅員を2m確保できると考えられる路線

路線ごとの更新方針図



イ 路線ごとの更新方針・対策時期・対応方針

路線ごとの状況や課題を踏まえ、路線ごとの更新方針・対策時期・対応方針を設定しました。

対策時期については、①景観重視路線と③街路樹撤去路線の対策を今後15年以内に実施することとしました。その後、②植栽環境改善路線について、現地調査における生育状況結果の評価等を踏まえて、老木や衰弱した街路樹（高中木）が多い路線を優先的に対策します。

路線ごとの更新方針・対策時期・対応方針（1/3）

路線名	主な樹木	更新方針	対策時期	対応方針						
				剪定 樹形管理	植替え 樹種転換	間引き	撤去 抜根 処理	根系対策	病虫害 対策	記録 点検等
2号線 (桜街道)	ハナミズキ(7)	①	A	○	○			○	○	○
	カラ類(79)			○	○			○	○	○
3号線 (やまも通り)	ヤマモ(115)	①	A	○	○			○	○	○
3号線 (けやき通り)	ケヤ(150)	③	A	○	○			○	○	○
5号線 (ハミングロード)	ハナミズキ(90)	②	D	○		○		○	○	○
	カラ類(2)			○				○	○	○
6号線 (富士見通り)	ハナミズキ(15)	③	A	○			○	○	○	○
7号線 (中央通り)	トカラ(454)	②	B	○		○		○	○	○
8号線 (湖畔通り)	カラ類(16)	対象外	—	○					○	○
9号線 (いちょう通り)	イチヨウ(173)	②	C	○		○		○	○	○
	スダカバ(38)			○		○		○	○	○
13号線 (ゆりのき通り)	リノキ(83)	③	A	○			○	○	○	○
14号線	ハナミズキ(38)	②	C	○		○		○	○	○
133号線	ヤマボウシ(95)	③	A	○			○	○	○	○
304号線	ハナミズキ(36)	③	A	○			○	○	○	○
318号線	トノキ(7)	③	A	○			○	○	○	○
323号線	トノキ(30)	③	A	○			○	○	○	○
333号線	ハナミズキ(9)	③	A	○			○	○	○	○
396号線	トノキ(3)	③	A	○			○	○	○	○
518号線 (市役所通り)	モジババ(80)	③	A	○			○	○	○	○
	イチヨウ(3)			○			○	○	○	○
	スダカバ(7)			○			○	○	○	○
519号線	スダカバ(9)	③	A	○			○	○	○	○
554号線	ハナミズキ(25)	②	B	○		○		○	○	○

更新方針の凡例

①：景観重視路線

②：植栽環境改善路線

③：街路樹（高中木）撤去路線

対象外：対象外路線

対策時期の凡例

A：1～15年目、B：16～20年目、C：21～25年目、D：26～30年目

路線ごとの対策時期・更新方針・対応方針（2/3）

路線名	主な樹木	更新 方針	対策 時期	対応方針						
				剪定 樹形管理	植替え 樹種転換	間引き	撤去 抜根 処理	根系対策	病虫害 対策	記録 点検等
691号線	ハナミズキ(35)	③	A	○			○	○	○	○
710号線	アラカシ(23)	③	A	○			○	○	○	○
785号線	マテバシイ(32)	③	A	○			○	○	○	○
802号線	クワカエデ(41)	③	A	○			○	○	○	○
813号線	ハナミズキ(6)	①	A	○	○			○	○	○
	サクラ類(21)			○	○			○	○	○
	ザンカ(151)			○	○			○	○	○
	ヒノキ(10)			○	○			○	○	○
	クスノキ(1)			○	○			○	○	○
	イヌザサ(17)			○	○			○	○	○
814号線	入道木(44)	③	A	○			○	○	○	○
815号線	ハナミズキ(3)	①	A	○	○			○	○	○
	サクラ類(16)			○	○			○	○	○
	クスノキ(33)			○	○			○	○	○
	ケヤキ(12)			○	○			○	○	○
816号線	マテバシイ(105)	③	A	○			○	○	○	○
817号線	サクラ類(14)	①	A	○	○			○	○	○
	ザンカ(69)			○	○			○	○	○
	ヤマモモ(77)			○	○			○	○	○
	クスノキ(1)			○	○			○	○	○
818号線	ハナミズキ(16)	③	A	○			○	○	○	○
819号線	サクラ類(7)	③	A	○			○	○	○	○
	シラカシ(34)			○			○	○	○	○
963号線	ハナミズキ(1)	③	A	○			○	○	○	○
964号線	ハナミズキ(29)	③	A	○			○	○	○	○
993号線	ハナミズキ(14)	③	A	○			○	○	○	○
994号線	ハナミズキ(40)	①	A	○	○			○	○	○
	ケヤキ(8)			○	○			○	○	○
	リヨコ(4)			○	○			○	○	○
	仔ヨウ(2)			○	○			○	○	○
	ナツバ(2)			○	○			○	○	○

更新方針の凡例

① : 景観重視路線 ② : 植栽環境改善路線 ③ : 街路樹（高中木）撤去路線 対象外 : 対象外路線

対策時期の凡例

A : 1~15年目、B : 16~20年目、C : 21~25年目、D : 26~30年目



路線ごとの対策時期・更新方針・対応方針（3/3）

路線名	主な樹木	更新 方針	対策 時期	対応方針						
				剪定 樹形管理	植替え 樹種転換	間引き	撤去 抜根 処理	根系対策	病虫害 対策	記録 点検等
995号線	ハナミズキ(33)	③	A	○			○	○	○	○
1490号線	サクラ類(8)	①	A	○	○			○	○	○
	シラカシ(15)			○	○			○	○	○
1815号線	シラカシ(11)	②	C	○		○		○	○	○
1833号線	イヌリバ(2)	③	A	○			○	○	○	○
1835号線	サルスベリ(8)	③	A	○			○	○	○	○
1841号線	ケヤキ(4)	③	A	○			○	○	○	○
1857号線	サクラ類(5)	②	C	○		○		○	○	○
1882号線	ヤマモ(3)	③	A	○			○	○	○	○
1905号線	マテバシイ(5)	③	A	○			○	○	○	○
2001号線	ハナミズキ(47)	③	A	○			○	○	○	○
2002号線	サルスベリ(26)	②	D	○		○		○	○	○
	コブシ(40)			○		○		○	○	○
	ヤマモ(1)			○		○		○	○	○
2004号線	サルスベリ(7)	③	A	○			○	○	○	○
	コブシ(9)			○			○	○	○	○
2017号線	リヨコ(3)	対象外	-	○					○	○
2018号線	ハナミズキ(32)	③	A	○			○	○	○	○
	サルスベリ(5)			○			○	○	○	○
	コブシ(10)			○			○	○	○	○
2019号線	ハナミズキ(9)	③	A	○			○	○	○	○
	コブシ(11)			○			○	○	○	○
2020号線	ハナミズキ(4)	③	A	○			○	○	○	○
	コブシ(2)			○			○	○	○	○

更新方針の凡例

① : 景観重視路線 ② : 植栽環境改善路線 ③ : 街路樹（高中木）撤去路線 対象外 : 対象外路線

対策時期の凡例

A : 1~15年目、B : 16~20年目、C : 21~25年目、D : 26~30年目



対応方針の具体的な内容

管理内容	目的	頻度	内容・方法
① 剪定・樹形管理	安全確保、景観の維持、光環境・通風の確保	毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> 通行空間や、見通しを確認し電線等への影響を防止できるように伸びた枝を剪定 樹種によって適した時期に実施
② 植替え・樹種転換	倒木リスク低減、病害虫対策、管理コスト削減、景観の向上	必要な時期に実施	<ul style="list-style-type: none"> 老木や衰弱した街路樹を撤去し、新たな街路樹を植栽 植栽にあたっては、樹高が高くなりにくい、病害虫に強いなど管理しやすい樹種を選定
③ 間引き	街路樹の生育環境の改善、景観や歩道・車道の安全性の向上、倒木・枝折れなどのリスク低減	必要な時期に実施	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の間隔を一定程度確保し、生育環境を改善 老木や衰弱した街路樹を優先的に撤去
④ 撤去・抜根・処理	景観や歩道・車道の安全性の向上	必要な時期に実施	<ul style="list-style-type: none"> 老木や衰弱街路樹の撤去 切り株や地中に残る根を掘削し撤去
⑤ 根系対策	歩道の安全性の確保、バリアフリーの維持	必要な時期に実施	<ul style="list-style-type: none"> 根上がりで盛り上がった歩道の舗装を補修
⑥ 病害虫対策	街路樹の健全性確保、周辺住民への被害防止（毛虫・アレルギー等）	必要な時期に実施	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤散布、捕殺により防除
⑦ 記録・点検等	リスク管理、長期的視点による管理	毎年実施	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹データベースの整備 定期的な点検



(3) 植栽基準

道路利用者の安全性及び街路樹の健全性を向上させるため、植栽基準を設定します。植栽基準は、更新計画に基づく更新を行う際や道路整備に伴い街路樹の植栽を行う場合に、本植栽基準に基づき、伐採する樹木や植栽箇所を選定します。

ア 植栽路線

- a 歩道幅員については、「東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例」において、歩道の有効幅員を原則 2m 以上と定めているため、2m以上の歩道の有効幅員を確保することを原則とします。
また、植樹帯については、「東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例」において、幅を 1.5m とすることを標準としているため、歩道幅員 3m 未満の路線については、原則的に街路樹を植栽しません。
- b 標準的な歩道幅員の路線（幅の狭い植樹帯約 1m を含む歩道幅員 3m以上～4m未満）については、原則的に中木または低木を植栽します。
- c 歩道幅員に余裕のある路線（標準的な植樹帯約 1.5m を含む歩道幅員 4m以上）については原則的に高木を植栽し、緑陰の確保に努めます。

歩道幅員ごとの植栽する街路樹

歩道幅員 (植樹帯を含む)	歩道の有効幅員 (植樹帯を除く)	街路樹植栽の 可否	植栽する街路樹		
			高木	中木	低木等
3m 未満	2m 未満	植栽不可	-	-	△
3m～4m 未満	2m～3m 未満	植栽可能	-	○	○
	2.5m 以上		○	○	○

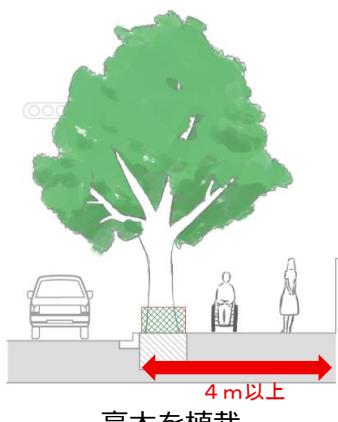
○：主な樹種

△：原則的に植栽を行わないが、既に植樹帯が設置されている路線については、植樹帯の幅の縮小や、ツル状の植物の活用を検討

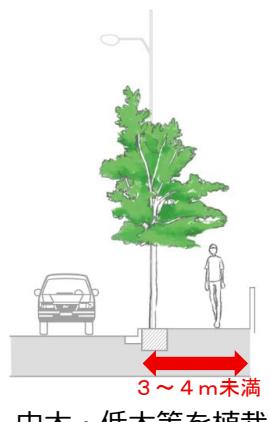
-：植栽を行わない

歩道幅員ごとの植栽する街路樹のイメージ

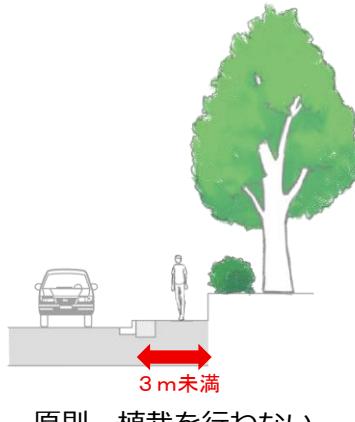
歩道幅員：4 m以上



歩道幅員：3m～4m 未満



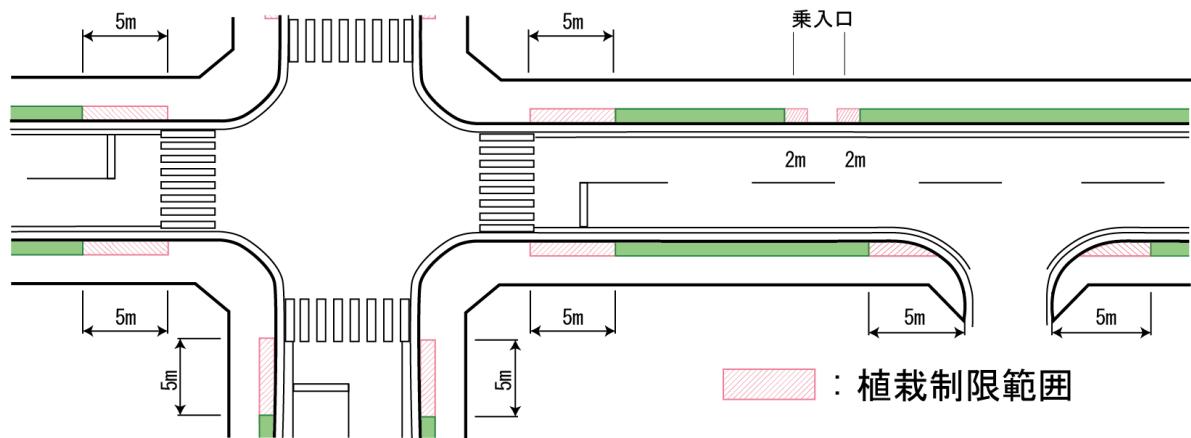
歩道幅員：3m 未満



イ 配置

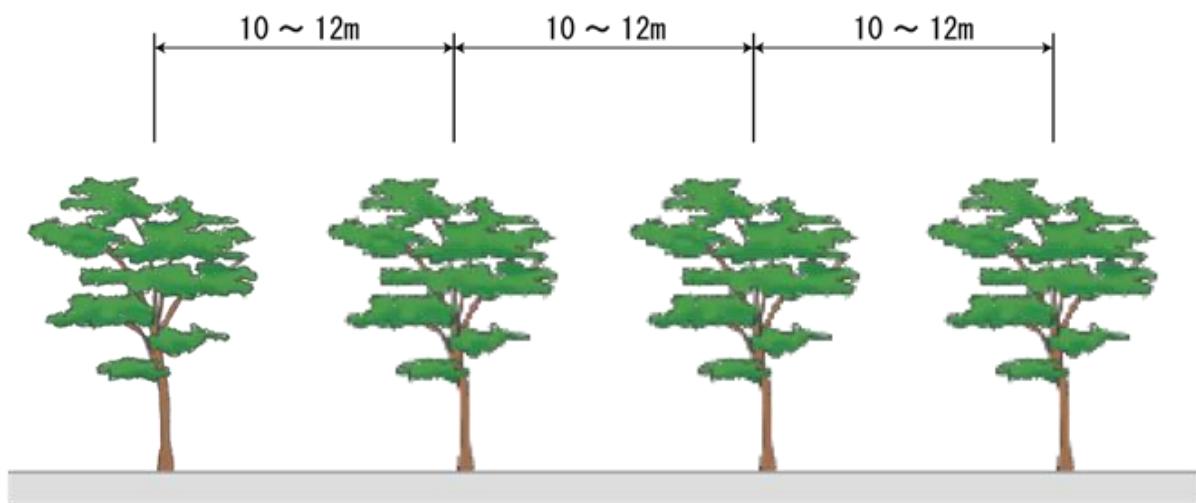
<横断歩道及び交差点>

視認性を確保するため、横断歩道及び交差点から 5m以内、車両乗入れ部から 2m以内、標識から 1 m以内に街路樹（高中木）は植栽しません。



<植栽間隔>

良好な生育環境を確保するため、街路樹（高中木）の植栽間隔は 10~12mを原則とします。



ウ 撤去

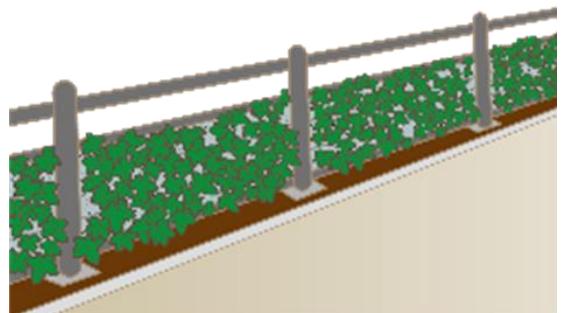
現地調査や街路樹等管理委託の受託者の点検により腐朽等が発見され、倒木の危険性がある街路樹や植栽基準に適合しない街路樹は適宜撤去します。

エ 低木

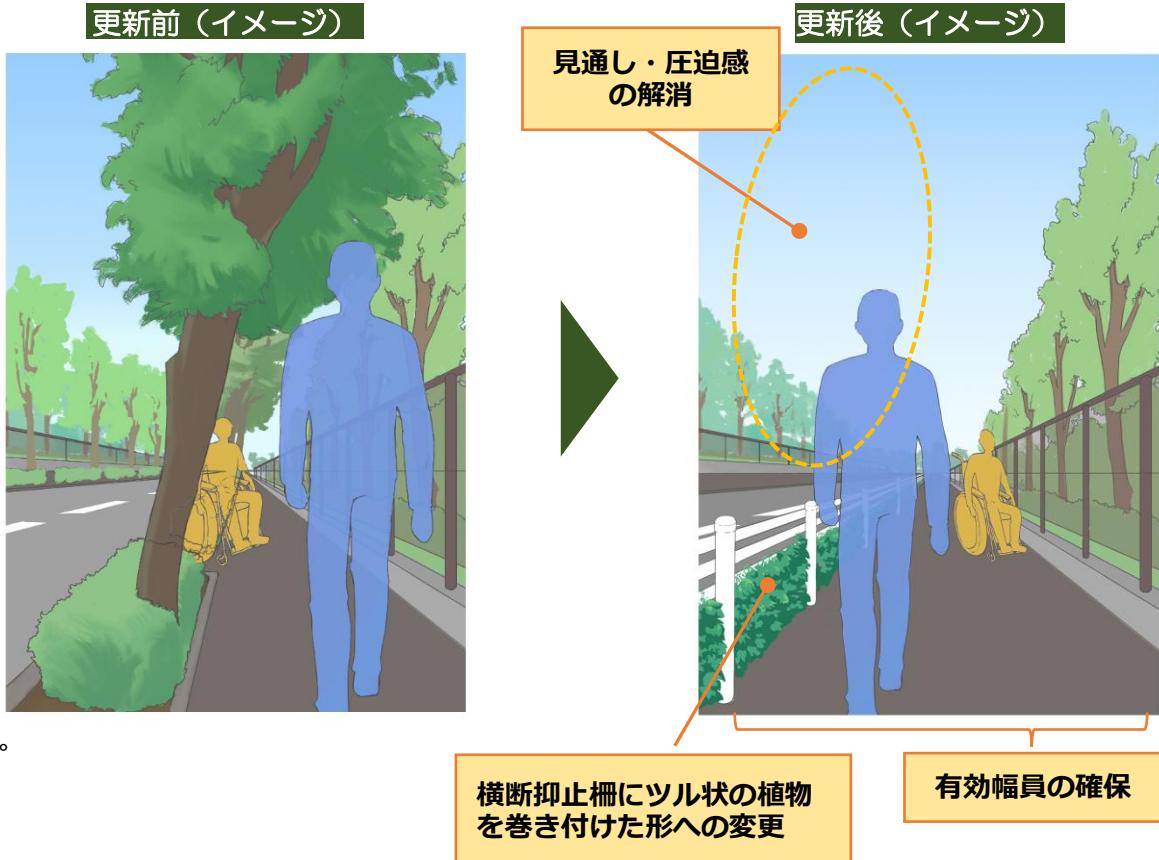
低木が植栽されている路線のうち、歩道幅員が 3m未満の路線については、歩道の有効幅員を 2m確保し、道路利用者の安全性・快適性を確保するため、低木の撤去、幅の変更や横断抑止柵にツル状の植物を巻き付けた形への変更を検討します。

また、低木については、横断を抑止する役割があるため、横断抑止柵と低木が 2 重に設置されている路線については、更新方針等を勘案の上、低木または横断抑止柵の撤去について検討します。

ツル状の植物の植栽イメージ



- 更新前：十分な歩道幅員が確保されておらず、車いすの方などとのすれ違いが困難
- 更新後：車いすの方などとのすれ違いが容易。また、狭い歩道空間に植栽された高木による圧迫感なども解消



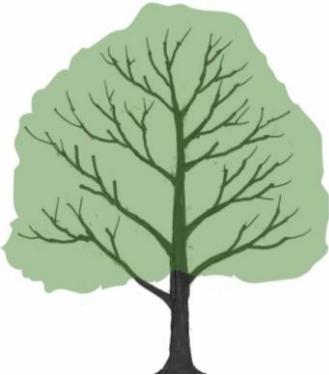
(4) 管理方針

ア 目標樹形の設定

目標樹形は、基本的に樹種ごとに自然樹形、人工樹形のどちらかで設定します。自然樹形については、歩道の有効幅員や建築限界等から植栽空間の余裕が少ない路線については、自然樹形を小さく縮小した「矯正型自然樹形」を選択することとします。

樹種は、基本的に同一路線内は同一樹種を植栽することとしますが、現在の樹種を踏まえて個別に検討をします。

目標樹形

目標樹形	概要	イメージ
自然樹形	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に生育するその樹種本来の樹形 ・植栽空間の余裕が大きい路線に適用 <p>【適用路線の例】 景観重視路線の一部</p>	
矯正型 自然樹形	<ul style="list-style-type: none"> ・自然樹形の相似形となるように縮小した樹形 ・植栽空間の余裕の小さい路線に適用 <p>【適用路線の例】 自然樹形、人工樹形以外の路線</p>	
人工樹形	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定により、枝や幹の形を自然樹形とは異なる形に仕立てた人工樹形 ・矯正型自然樹形に仕立てるのが困難なイチョウ、サルスベリが植栽され、植栽空間の余裕の小さい路線に適用 <p>【適用路線の例】 9号線（いちょう通り） 2002号線（サルスベリのみ）</p>	



イ 剪定方針

剪定方針は、路線ごとに、街路樹の現状に応じて、以下のとおり設定します。

植栽された街路樹の大きさが道路空間に対して適正で、かつ目標樹形に達している場合は、現状維持を目標とした剪定をします。剪定方法は、自然樹形の場合は「切り返し剪定^{*1}」を、人工樹形の場合は「切り詰め剪定^{*2}」を基本とします。

植栽された街路樹の大きさが、道路空間に対して大きくなりすぎているが、樹形の乱れが見られない場合は、樹冠の縮小を目標とした剪定をします。剪定方法は、自然樹形の場合は「切り返し剪定」を、人工樹形の場合は「切り詰め剪定」を基本とします。また、必要がある太い枝を剪定する場合は、生長するにつれ組織の巻き込みで治癒するよう、ルートカラーを残して剪定し、剪定跡には防腐剤等を塗布します。

植栽された街路樹の大きさが、道路空間に対して余裕があり、目標樹形に達していない場合は、樹冠の拡大を目標とした剪定をします。剪定方法は、自然樹形の場合は、「枝抜き剪定^{*3}」を、人工樹形の場合は「切り詰め剪定」を基本とします。

植栽された街路樹の樹形が大きく乱れている場合には、樹形再生を目標として剪定をします。剪定方法は、自然樹形は「切り返し剪定」や「切り詰め剪定」等を基本に、人工樹形は「切詰め剪定」を基本として、将来の樹形再生過程を想定しながら剪定します。また、樹形再生のための管理計画（3～5年程度）を作成するなど、計画的な剪定を検討します。

剪定方針

剪定の目標	道路空間に対する 街路樹の大きさ	目標樹形に 達しているか	剪定の内容等
現状維持	適 正	達している	自然樹形：切り返し剪定 人工樹形：切り詰め剪定
樹冠の縮小	過 大	達している	自然樹形：切り返し剪定 人工樹形：切り詰め剪定 太枝剪定痕の防腐措置
樹冠の拡大	過 少	達していない	自然樹形：枝抜き剪定 人工樹形：切り詰め剪定
樹形の再生	街路樹の大きさに 関わらない	達していない	自然樹形：切り返し剪定、切り詰め剪定 人工樹形：切り詰め剪定 将来の樹形再生過程を想定した計画的な 剪定

*1 切り返し剪定：長く伸びた枝を分枝した短い枝に切り替えるための剪定。

*2 切り詰め剪定：枝を途中から切除する剪定。

*3 枝抜き剪定：日当たりや風通しを良くするために、不要な枝を切り取る剪定。

ウ 点検

定期的に街路樹を点検し、その結果から必要に応じて、街路樹の伐採や、植樹帯の除草、害虫の防除などを実施します。

エ 伐採

枯損や腐朽により、倒木のおそれがある街路樹が確認された場合は、速やかにその街路樹を伐採・撤去し、安全の確保に努めます。

オ 植樹帯撤去

伐採・撤去により空いた植樹帯のうち、再植栽の予定がないものについては、安全な歩行空間の確保や雑草の繁茂防止のため、植樹帯を速やかに撤去します。

カ 根上がり補修

街路樹の根上がりにより、舗装面の盛り上がりや破損が生じた場合は、必要に応じて街路樹の伐採・撤去を行った上で、速やかに舗装を補修します。

キ 病害虫対策

ハナミズキ、スズカケノキ等、病害虫の被害を受けやすい樹種は、病害虫に強い樹種（ヤマボウシ、サルスベリ等）への植替えを検討します。

また、チュウゴクアミガサハゴロモ等、新たな外来病害虫の発生や被害拡大が確認された場合には、情報を収集し、必要な対策を検討します。

**幹が腐朽し鋼棒が刺さるトウカエデ
(7号線)**



**うどんこ病に罹患したハナミズキ
(5号線)**



(5) その他の取組

ア 街路樹データベースの構築

現在は、街路樹の植栽位置と樹種、本数のみを把握していますが、今後は帳票やGISによるデータベースを構築し、現地調査の結果等を記録することで、計画の進捗を管理していく予定です。

イ 委託手法の見直し

街路樹の剪定や除草等の日常的な管理業務については、現状では単年度契約となっていることから、中長期的な視点による管理が難しい状況にあります。このことは、計画策定に向けて実施した事業者へのヒアリングにおいても意見がありました。

このため、効果的な街路樹の管理を目指し、複数業務の包括契約、契約期間の複数年化等、委託手法の見直しを検討します。

ウ 伐採木の再利用

伐採された街路樹は、剪定枝資源化センターにおいて、たい肥化またはチップ化し再利用しています。今後、更新計画に基づく取組を実施することに伴い発生材の量が増加します。そのため、発生材を資源として活用することで、ごみの量を削減し、CO₂の排出を抑制する取組が重要になります。

これまで、ボランティア団体と連携したベンチの制作などを行ってきましたが、今後も更に街路樹の発生材を有効活用できるよう、伐採後に空いた植樹帯について、発生材を活用したウッドチップで舗装することなどについて検討します。

ウッドチップの素材のイメージ（狭山緑地）

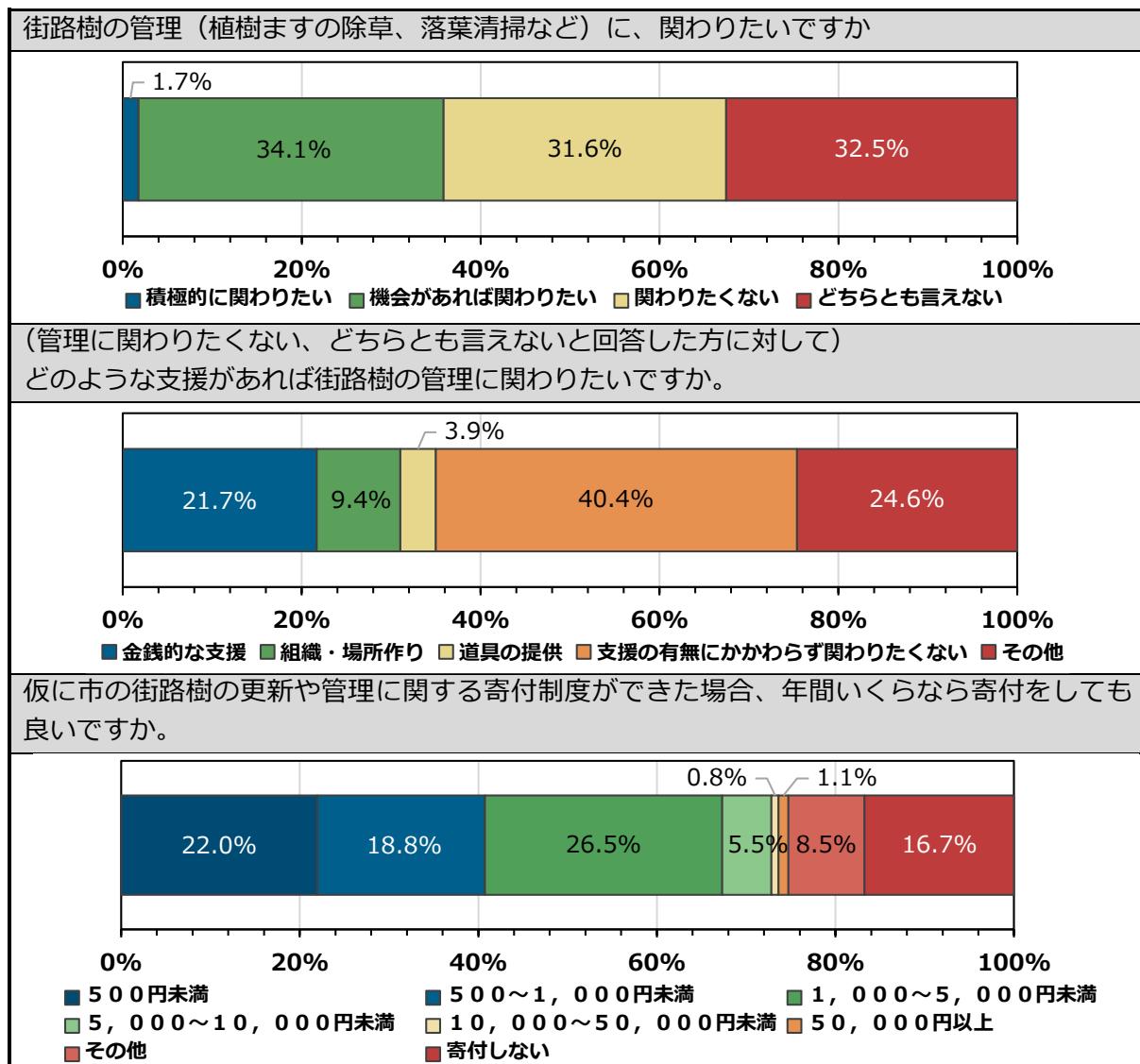


工 市民協働による街路樹管理

市では、令和2年度から、市と市民等が協働で道路の美化、清掃等を行う「東大和市道路アダプト制度」を試行しており、令和7年度現在で2団体がこの制度を活用し、道路の美化、清掃等を行っています。

そのうち、518号線（市役所通り）において植樹ますへの花植えを実施している1団体が高齢化等により令和7年度で活動を終了するため、令和8年度以降は、防犯パトロール等と併せて歩道上のごみを収集する活動を行っている1団体のみとなります。

アンケート結果では、街路樹の管理への参加意向が高くないことが分かりました。そのため、今後は、近隣の植樹帯の清掃や落葉の除去をしていただいた方へごみ袋を提供するなど、より気軽に参加しやすい取組となるように検討します。



（6）取組の進行管理

取組を着実に進めるためには、計画に基づいた進捗管理と定期的な検証が重要です。市では、各年度の更新実績や課題を整理し、計画に定めた取組の達成状況を把握したうえで、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の確立を図ります。

社会情勢や法令改正、財政状況等の変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討します。

9 取組の効果

(1) 管理費の試算

現在の管理を継続した場合と、更新計画に基づく管理に切り替えた場合における今後30年間の管理費の累計を試算しました。

現在の管理を継続した場合、令和7年度の街路樹の管理費（約7,700万円）が物価等の上昇に伴い、増加していくことが想定されますが、更新計画に基づく管理に切り替えることで、管理費の縮減を図ることができます。

以下に示す条件で、今後30年間の管理費を試算したところ、現在の管理を継続した場合の管理費の累計は約32億円となります。一方で、更新計画に基づく管理に切り替えた場合は、管理費の累計が約27億円となり、約5億円の管理費を縮減することができます。

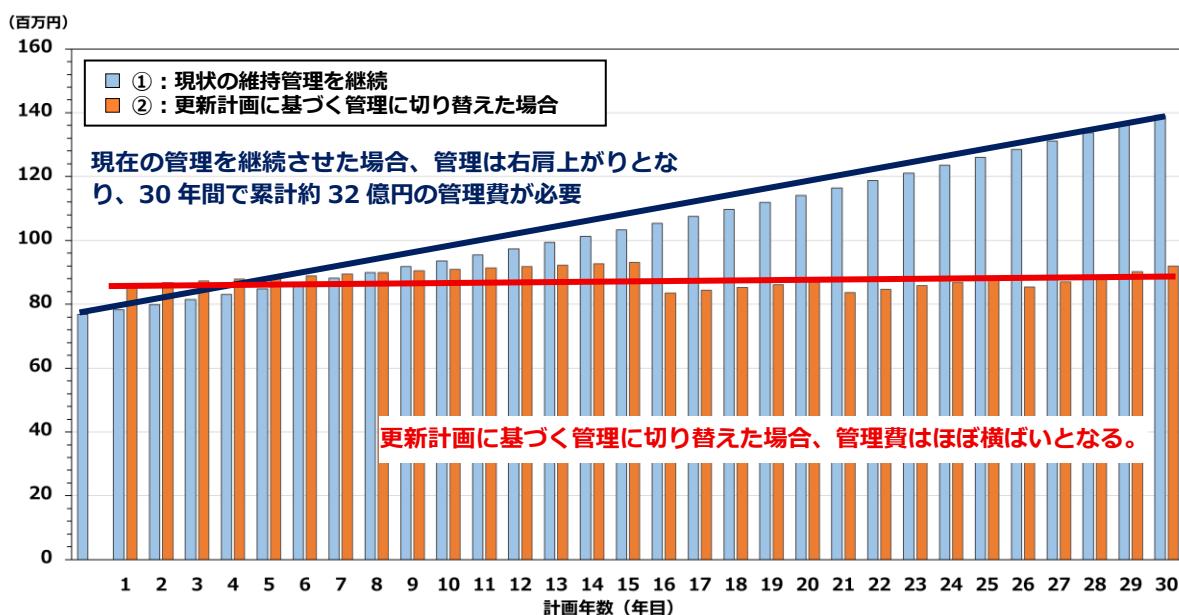
現在の管理費と更新計画に基づく管理に切り替えた場合の管理費の比較



【試算の条件】

- ・更新計画の対象である47路線の管理費を試算
- ・「現在の管理を継続した場合の管理費」は令和7年の管理費（約7,700万円）に、毎年、前年比2%の物価上昇率を見込んで計上
- ・「更新計画に基づく管理に切り替えた場合の管理費」についても、同様に前年比2%の物価上昇率を見込んで計上

30年間の管理費の比較



(2) 更新方針ごとのイメージ

ア 景観重視路線

街路樹（高木）の植栽が可能な歩道幅員がある路線や、アンケートにおいて市の街路樹としてふさわしい樹種との意見が多かったサクラ類を主たる街路樹としている路線については、計画的な植替えなどにより景観の向上や緑陰の確保を図ります。

景観重視路線の対象：

2号線（桜街道）、3号線（やまもも通り）、813号線、815号線、817号線、994号線、1490号線

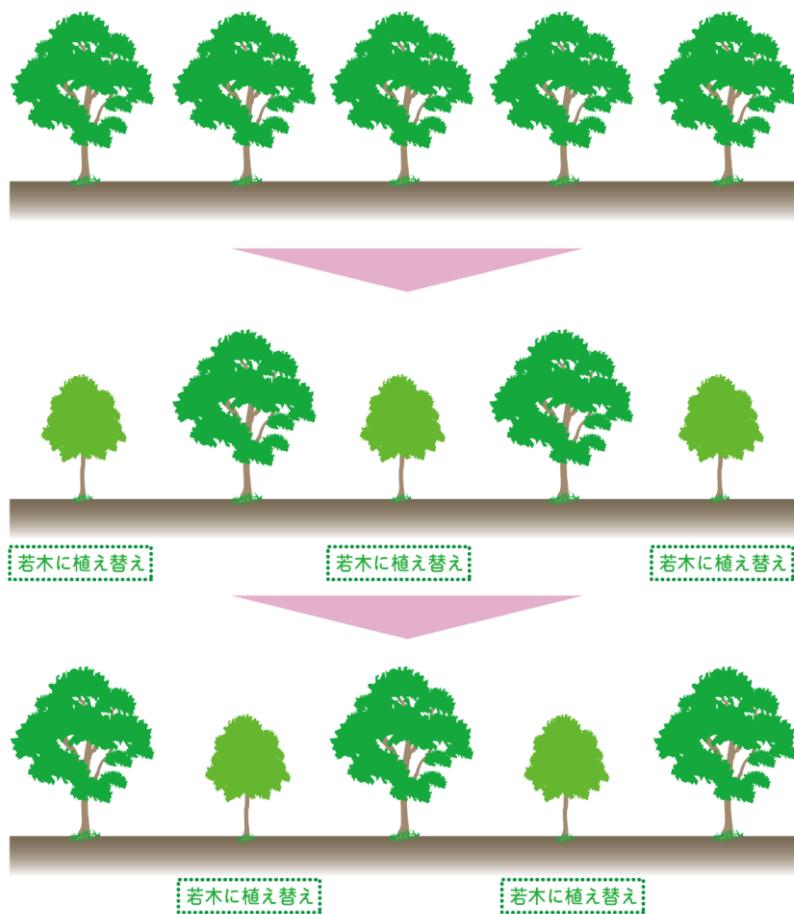
【計画の内容】

- ・コフキタケやベッコウタケ、打診異常、根上がりが発生した箇所に対して優先的に植替えを行うほか、根上がり等により歩道が傷んだ箇所では、歩道を補修します。
- ・なお、上記の対策は現状の景観が急激に変化することを避けるため、毎年の予算等を勘案しつつ、段階的に行う予定です。

景観重視路線のイメージ



植替えの模式図



イ 植栽環境改善路線

高木の間引き（撤去）を実施することで、植栽間隔を広くするとともに、残る街路樹に対しては適正な剪定や樹種の変更等により生育環境の改善を図ります。

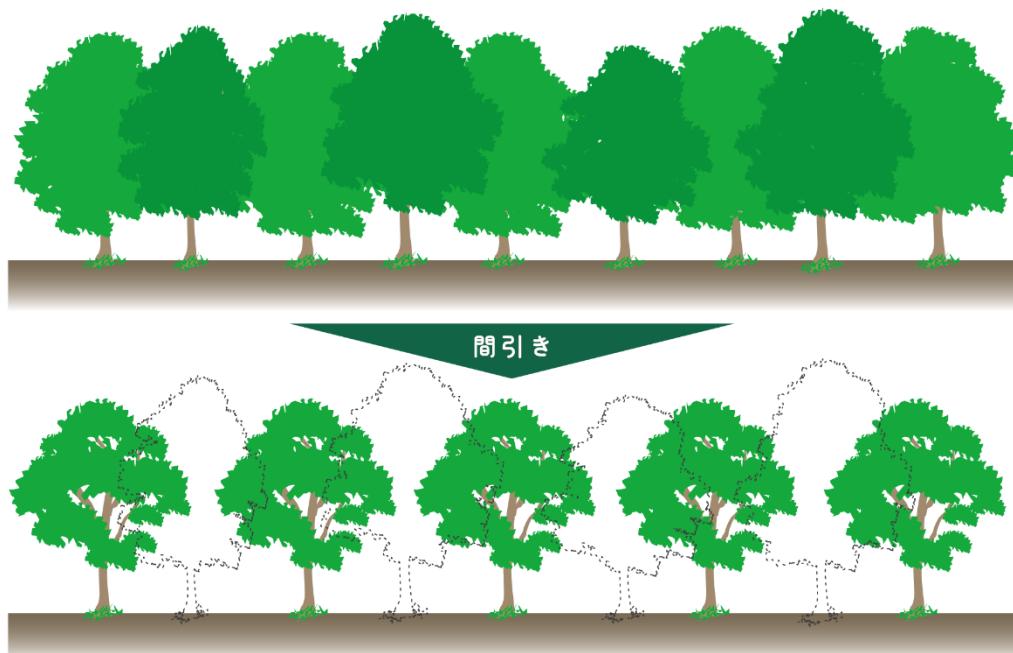
植栽環境改善路線の対象：

5号線（ハミングロード）、7号線（中央通り）、9号線（いちょう通り、八幡通り）、
14号線、554号線、1815号線、1857号線、2002号線

【計画の内容】

- ・コフキタケやベッコウタケ、打診異常、根上がりが発生した箇所に対して優先的に間引きを行なうほか、根上がり等により歩道が傷んだ箇所では、歩道を補修します。
- ・また、植栽間隔を広げて適正な剪定等の管理を行うため、植栽間隔が密な場合も間引きをします。

間引きの模式図



間引きのイメージ（9号線）



ウ 街路樹撤去（高中木）路線

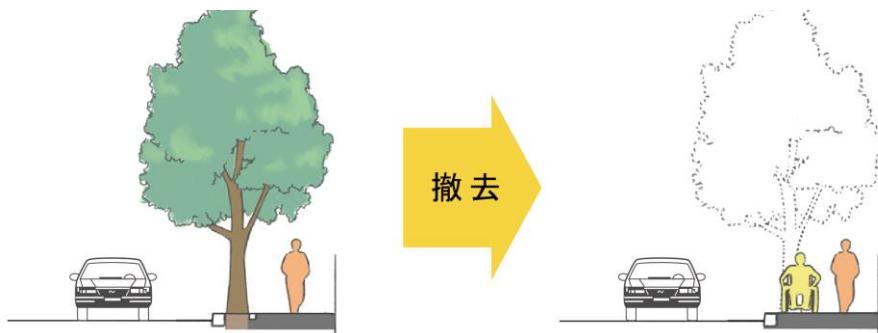
歩道の有効幅員を2m以上とすることにより、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道幅員が狭い路線に植栽されている街路樹（高中木）を撤去します。

歩道幅員が狭い路線の多くには、根上がりによる歩道の段差、歩道幅員に合わない植樹帯の設置などの問題もあるため、街路樹（高中木）の撤去とともに歩道の補修、植樹帯の幅の変更などにより、より安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

街路樹（高中木）撤去路線の対象：

3号線（けやき通り）、6号線、13号線（ゆりのき通り）、133号線、304号線、318号線、
333号線、518号線（市役所通り）、519号線、691号線、710号線、781号線、
802号線、814号線、816号線、818号線、819号線、963号線、964号線、993号線、
995号線 等

撤去の模式図



撤去のイメージ（3号線：けやき通り）



撤去のイメージ（518号線：市役所通り）



【取組前後の道路空間のイメージ】

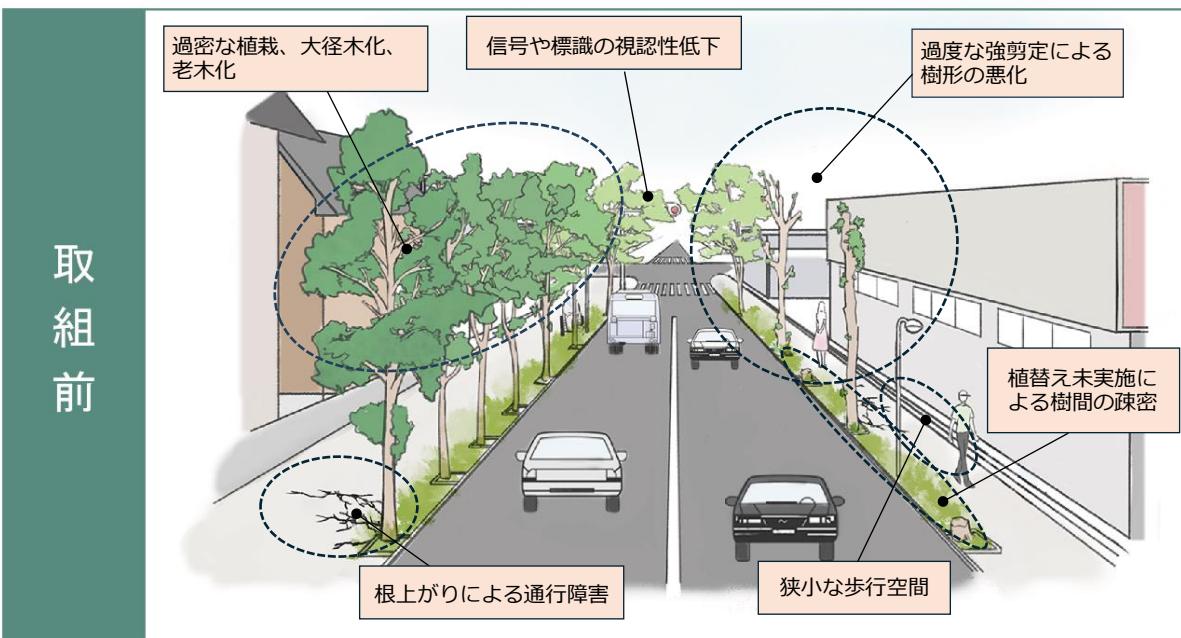
【取組前】

- 過密な植栽や大径木化・老木化
- 信号や標識の視認性低下
- 過度な強剪定による樹形の悪化
- 植替え未実施による樹間の疎密
- 狭小な歩行空間
- 根上がりによる通行障害

【取組後】

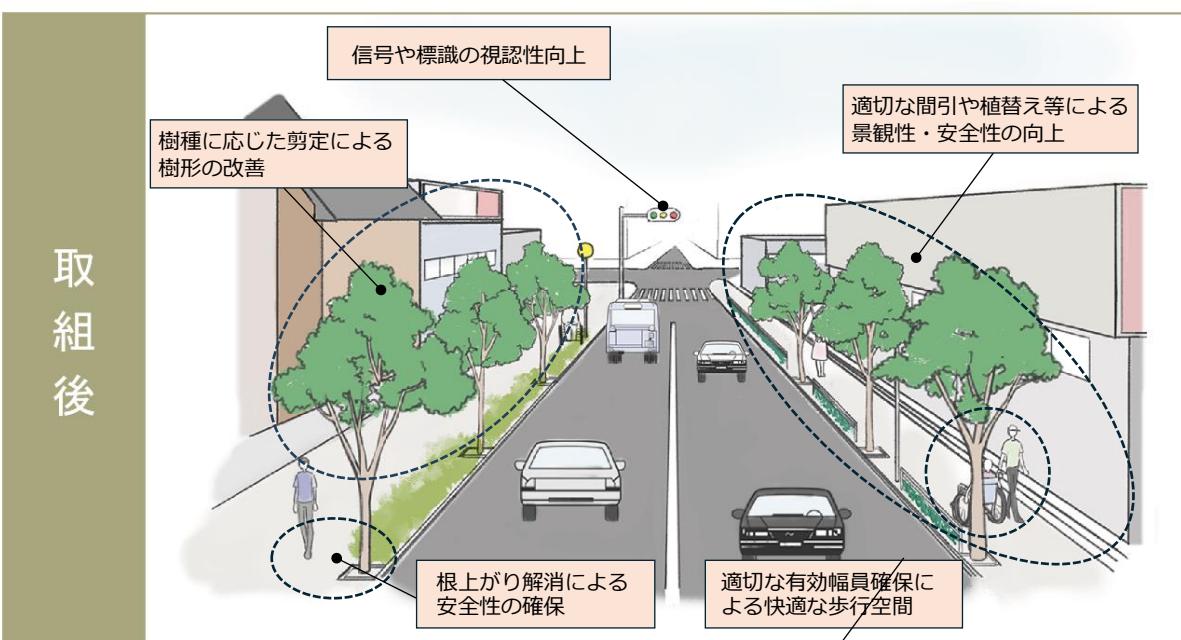
- 樹種に応じた剪定による樹形の改善
- 信号や標識の視認性向上
- 適切な植替え等による景観性、安全性の向上
- 適切な有効幅員確保による快適な歩行空間
- 根上がり解消による安全性の確保

取組前



街路樹の撤去・間引き・剪定・植替え等

取組後



本計画の策定にあたっては、元法政大学兼任講師・樹木医である神庭先生にご意見を伺い、計画内容に対するご助言を頂きました。ご協力・ご助言を頂いたことに厚くお礼を申し上げます。

